

平成27年

主要施策の推進状況

石川県警察本部

目次

重点目標 1 北陸新幹線金沢開業に伴う治安対策の推進	1
総合評価	1
重点推進事項の検証	1
1 犯罪抑止対策の推進	1
2 繁華街対策の推進	2
3 交通安全対策の推進	3
4 検挙対策の推進	4
5 行政サービスの向上	4
重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進	6
総合評価	6
重点推進事項の検証	7
1 安全・安心まちづくりの推進	7
2 サイバー空間の安全と安心の確保	9
3 悪質な生活経済事犯等の徹底検挙	10
4 犯罪インフラ対策の推進	12
5 適正な許可等業務の推進	12
6 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進	12
7 初動警察刷新強化の取組の定着化	13
重点目標 3 子供・女性・高齢者の安全確保と少年非行防止対策の推進	16
総合評価	16
重点推進事項の検証	17
1 子供・女性・高齢者安全対策の推進	17
2 人身の安全を確保するための取組の推進	18
3 少年非行防止総合対策の推進	19
4 少年保護総合対策の推進	20
重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙	23
総合評価	23
重点推進事項の検証	25
1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙	25
2 特殊詐欺を始めとした知能犯罪等の徹底検挙	26
3 危険ドラッグを始めとする薬物犯罪に重点をおいた組織犯罪の徹底検挙	28
4 変容する捜査環境への的確な対応	30
5 適正捜査の推進	33
重点目標 5 交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現	34
総合評価	34
重点推進事項の検証	35
1 交通事故死者数過去最少を目指した交通事故防止対策等の推進	35
2 安全で快適な交通環境の整備	40
重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進	43
総合評価	43
重点推進事項の検証	44
1 多様化する脅威への対応	44
2 緊急事態対策の推進	45
重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進	46
総合評価	46
重点推進事項の検証	46
1 警察力の充実強化	47
2 高い規律と士気を有する職場環境の確立	49
3 県民の立場に立った警察活動の推進	51

重点目標 1 北陸新幹線金沢開業に伴う治安対策の推進（全部門）

〔背景と施策の方向〕

平成27年3月14日の北陸新幹線金沢開業に伴い、観光客等が増加するとともに、JR金沢駅周辺に新たなビルの建設がみられるなど、社会環境も大きく変貌しているところである。

このような社会環境の変化に伴い、JR金沢駅周辺はもとより、県内の治安や交通環境、繁華街における風俗環境等への影響が懸念されるところである。

このため、県警察では、平成26年7月に策定したキャッチフレーズ

「石川かがやき治安対策2015～安全・安心のおもてなし～」

の下、自治体、関係機関・団体と連携し、犯罪抑止対策、繁華街対策、交通安全対策、検挙対策及び行政サービスの向上の5本柱の対策を一層推進する必要がある。

また、北陸新幹線金沢開業に伴う環境の変化は県内全域に及ぶとの認識の下、県民のみならず観光客等も安全・安心を実感できるよう、想像力を働かせ、緊急事態を予測し、組織的・計画的に諸対策を進める必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 北陸新幹線金沢開業に伴う社会環境の変化に的確に対応できるよう、組織的・計画的に諸対策を推進する。

2 成果

北陸新幹線金沢開業後における県内の刑法犯認知件数は6,645件（平成27年3月1日から同年12月31日までの間）で、前年同期と比べ16件（2.4%）増加しているものの、前年と同水準で推移した。

	H26.3～H26.12	H27.3～H27.12	増減
刑法犯認知件数	6,629件	6,645件	16件

3 今後の課題

数値の上では治安情勢の悪化は認められないが、首都圏から新幹線を利用して現金を受け取りに来る手交型詐欺が増加するとともに、高齢者に現金を首都圏まで持参させる上京型詐欺等新たな手口の特殊詐欺が発生したことから、特殊詐欺に対する県民の抵抗力を更に強化するほか、鉄道事業者等関係機関・団体と連携した諸対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 犯罪抑止対策の推進

(1) 推進状況

ア 治安情勢の変化への的確な対応による犯罪抑止対策の推進

- (ア) 北陸新幹線金沢開業に伴い、新幹線を利用した上京型詐欺対策として、鉄道警察隊員による駅利用者への声掛け、切符売場におけるミニのぼり旗の設置、駅の

構内放送や新幹線の車内放送等による注意喚起を行った。

- (イ) 外国語を含めた観光客向け防犯チラシを作成し、観光施設、ホテル及びレンタカー会社等と連携して利用客に配布し、観光客等の犯罪被害抑止を図った。
- (ウ) 多くの観光客等が訪れる観光地や繁華街の犯罪抑止対策として、金沢市片町地区設置の県警等が管理する防犯カメラを新型カメラに交換するなど、防犯機器の整備を行った。
- (エ) テロを始めとする犯罪や事故の未然防止を図り、北陸新幹線の安全・安定輸送を確保するため、新幹線沿線の居住者・企業等の中から「北陸新幹線みまもりメイト」を選定・委嘱した。

イ 防犯ボランティアとの連携による自主防犯意識の向上

- (ア) 金沢駅周辺地区総合安全対策連絡会議や片町地区環境浄化推進連絡協議会を始めとする各種団体や防犯ボランティア団体と連携し、防犯パトロールやキャンペーン等を行い、自主防犯意識の向上を図った。
- (イ) テレビ・ラジオ番組等を利用して「鍵掛け」を呼び掛けるなど、防犯意識向上のための広報啓発活動を推進した。

(2) 今後の課題

ア 特殊詐欺抑止対策

上京型詐欺や手交型詐欺等、新幹線利用による新たな手口による被害を防止するため、鉄道事業者等関係機関・団体と更なる連携強化を図り、各種抑止対策を推進する必要がある。

イ 県民の自主防犯意識の向上

窃盗被害に占める無施錠状態の割合が、依然として全国平均と比較して高いことから、県下全域において「鍵掛け」の習慣化を推進するとともに、地域住民の幅広い層に対する自主防犯活動の促進を図る必要がある。

2 繁華街対策の推進

(1) 推進状況

ア 改正迷惑防止条例等の的確な運用

平成26年6月に改正された石川県迷惑行為等防止条例（以下、「迷防条例」という。）を始め、風俗関係法令を多角的に適用し、悪質な客引きやスカウト行為等の取締りを継続的に実施するなど、条例等の効果的な運用を図った結果、平成27年中における客引き及びスカウト行為の検挙件数は20件、検挙人員は24人で、前年と比べ検挙件数は3件、検挙人員は4人増加した。

イ 風俗実態の徹底把握と違法営業に対する厳正な取締り等の推進

- (ア) 風俗営業者等への計画的な立入りによる実態把握、違法営業者に対する厳正な行政処分と取締り、人身取引事犯及び外国人労働者に係る悪質な雇用関係事犯等の取締りを推進した。
- (イ) 保安関係事犯の検挙件数は74件、検挙人員は77人で、前年と比べ検挙件数は同数、検挙人員は12人(18.5%)増加した。

このうち、入管法違反^(注1)、売春防止法違反、迷防条例違反の検挙件数は増加し、わいせつ図画、風営法違反^(注2)は前年と比べ減少した。

(注1)入管法とは、「出入国管理及び難民認定法」をいう。

(注2)風営法とは、「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」をいう。

【保安関係事犯検挙状況の推移】

区分	年別										増 減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件 数	率(%)
風営法	39	30	7	9	16	7	16	15	20	17	-3	-15.0%
入管法	23	28	24	25	21	2	5	14	2	8	6	300.0%
売春防止法	7	1	2	2	2	3	5	3	2	3	1	50.0%
わいせつ図画	1	5	3	2	1	6	4	4	10	2	-8	-80.0%
その他(注)	11	3	20	10	15	17	28	28	40	44	4	10.0%
計	81	67	56	48	55	35	58	64	74	74	0	0.0%

注：その他とは、迷防条例、銃砲刀剣類所持等取締法等をいう。

(ウ) 平成17年11月、片町地区環境浄化対策のため警察本部に「片町地区環境浄化対策推進本部」、金沢中警察署に「片町地区環境浄化対策現地本部」を設置し、また、平成22年6月、金沢駅周辺地区の安全対策として、金沢東警察署に「金沢駅周辺地区総合安全対策推進本部」を設置した。

さらに、平成25年5月には北陸新幹線金沢開業を踏まえ、繁華街対策を連携協働して効果的に推進することを目的として「金沢市繁華街総合対策」を策定し、警察本部に総合対策本部、金沢中・金沢東の両警察署に現地本部を置き、各種対策を強力に推進した。

平成27年中の検挙事例

- 片町地区における迷防条例違反（客引き）事件（1月検挙・金沢中署）
風俗営業店従業員の男（40）は、片町地内の路上において客引きをした。
- 温泉街所在の売春宿における売春防止法違反（場所提供業、資金等提供、周旋）事件（7月検挙・大聖寺署）
売春宿従業員の男（74）は、加賀市山代温泉地内において、売春婦らに売春宿の個室を貸与し、売春を行う場所を提供することを業とした。
- 片町地区における迷惑防止条例違反（スカウト行為）事件（10月検挙・金沢中署）
大学生の男（22）は、片町地内の路上において、通行中の女性に対してキャバクラ店の従業員になるよう勧誘した。
- 居酒屋におけるフィリピン人の女を雇用した入管法違反（不法就労助長）事件（10月検挙・羽咋署）
自営業の男（56）は、自己が経営する飲食店において、在留期間を経過して残留するフィリピン国籍の女を従業員として不法に就労させた。
- 資格外活動の中国人の女らを雇用した入管法違反（不法就労助長）事件（11月検挙・輪島署、七尾署）
会社従業員の男（47）は、中国人の女らを自己が営む建築工事の作業員として稼働させ、不法に就労させた。
- メンズエステ店を偽装した個室マッサージ店における風営法違反（禁止地域営業）事件（11月検挙・金沢東署、金沢西署）
性風俗店経営の男（64）は、金沢市内においてメンズエステ店と称して、女性従業員を雇い、男性客に対して性的なサービスを行った。

(2) 今後の課題

繁華街における風俗環境浄化について、引き続き関係機関・団体と連携しながら、悪質な客引きや違法風俗営業者の検挙を推進する必要がある。

3 交通安全対策の推進

(1) 推進状況

ア JR金沢駅周辺等を重点とした違法駐車取締り及び交通渋滞対策の推進

JR金沢駅周辺や金沢市片町・香林坊周辺における違法駐車取締りを強化したほか、自治体、関係機関・団体等による金沢駅周辺渋滞緩和連絡協議会を開催し、パーク・アンド・ライド、広報看板の設置等の交通渋滞緩和対策を推進した。

イ のと里山海道・能越自動車道の交通安全対策の推進

自治体、関係機関・団体等による「のと里山海道交通安全対策協議会」を開催したほか、管轄警察署と交通機動隊との連携による交通指導取締り、交通実態の変化に即した交通渋滞緩和対策、広報啓発活動等各種交通安全対策を推進した。

(2) 今後の課題

北陸新幹線金沢開業に伴い、JR金沢駅周辺や観光地等の交通環境等への影響が懸念されることから、県民のみならず観光客等も安全・安心を実感できるように交通安全対策を一層推進する必要がある。

4 検挙対策の推進

(1) 推進状況

ア 想定される犯罪に対する各種訓練の推進と検挙活動の徹底

JR金沢駅において立てこもり対応訓練、テロ対処訓練等各種訓練を実施し、緊急事態対処能力の向上を図るとともに、特殊詐欺事件発生時において、だまされた振り作戦により被疑者を検挙等するため、特殊詐欺撲滅プロジェクトチームを設置するなど、検挙活動の推進を図った。

イ 捜査資機材の整備と積極的な活用

事件発生時に的確な初動捜査を実施し、確実に客観証拠を収集するため、防犯カメラ等の画像を収集する防犯カメラ画像収集資機材等を整備するとともに、同資機材の取扱要領等に関する教養を実施するなど、捜査資機材の積極的な活用を図った。

(2) 今後の課題

ア 想定される犯罪に対する各種訓練と検挙活動の推進

想定される犯罪に的確に対処するため、各種訓練を実施し、対処能力の向上を図るとともに、事件発生時には効果的に捜査員を投入するほか、的確な初動捜査等を行い、迅速・的確な検挙活動を推進する必要がある。

イ 捜査資機材の整備と積極的な活用

社会環境の変化に応じた的確な初動捜査を実施し、確実に客観証拠を収集するほか、捜査支援装置や現場鑑識セット等、必要な捜査資機材を整備するとともに、これらを積極的に活用する必要がある。

5 行政サービスの向上

(1) 推進状況

ア 鉄道警察隊事務所の機能強化

北陸新幹線金沢開業後の交流人口の拡大に的確に対応するため、金沢駅構内に鉄道警察隊事務所を移転するとともに、外国語翻訳用タブレットや大型の広報モニターを設置した。

イ 行政サービスの向上に資する施策の推進

(ア) 金沢東警察署金沢駅前交番や鉄道警察隊に外国語が話せる警察官や相談員を配置した。

(イ) 外部から講師を招へいし、市内3警察署の交番・駐在所勤務員や鉄道警察隊員が適切な応接を行えるよう「おもてなし研修会」を開催した。

(2) 今後の課題

引き続き自治体、関係機関・団体と連携しつつ、観光客等が安全で安心して楽しめる「おもてなしの街」と感じられるよう、各種治安対策に万全を期す必要がある。

重点目標 2 犯罪の起きにくい社会づくりの推進（生活安全部）

〔背景と施策の方向〕

平成26年の刑法犯認知件数は、前年に比べ13件（0.2%）の増加にとどまり、前年とほぼ同水準で推移し、最悪を記録した平成15年の半数以下となっている。

しかしながら、小学校運動会における殺人未遂事件や幹線道路における連続殺人未遂事件等の凶悪事件が発生するなど、県民に不安を与える犯罪が発生している状況にある。

また、振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害額は過去最悪となり、多くの高齢者が被害に遭うなど、極めて深刻な状況にあることから、金融機関や宅配業者等をセーフティネットとして構築し、直接的かつ具体的な広報啓発を推進するなど、特殊詐欺の根絶を図る必要がある。

加えて、インターネットバンキングに係る不正送金事案やLINEのアカウント乗っ取りによる電子マネー詐欺が発生し、サイバー空間の脅威が増大するなど、新たな形態の犯罪への対応がますます重要となっている。

このような現下の治安情勢に迅速・的確に対応するためには、事態対処能力の向上はもとより、地域住民を始めとした関係団体・自治体等とより一層連携協働を図り、社会全体として犯罪を抑止するための重層的な防犯ネットワークを活用・拡充するほか、地域の犯罪情勢や地域住民の要望等も精緻に分析、把握した上で、住民に不安を与える身近な犯罪への的確な対応や予測される犯罪へのきめ細かな抑止対策を推進するなど、地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策を戦略的に展開し、「犯罪の起きにくい社会」を実現する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 刑法犯認知件数の減少を目指し、各地域における多発犯罪、住民に不安を与える犯罪及び悪質性の高い犯罪に重点を置いた犯罪抑止対策を推進する。
- 自治体、関係機関・団体、地域住民と連携協働しながら、防犯ボランティア活動の活性化等の地域社会全体による防犯対策を推進する。

2 成果

- (1) 刑法犯認知件数は7,585件で、前年と比べ91件（1.2%）増加した。

また、刑法犯に占める割合が高い窃盗犯については5,880件で、前年と比べ5件（0.1%）増加した。

【刑法犯認知・検挙状況の推移】

区分 \ 年別	平15	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
												件(人数)	率(%)
認知件数(件)	17,770	12,524	10,669	9,689	8,812	8,293	8,081	7,548	7,481	7,494	7,585	91	1.2
検挙件数(件)	6,667	5,208	4,406	3,714	3,066	2,905	3,111	2,849	2,812	3,065	3,164	99	3.2
検挙人員(人)	2,994	2,957	2,403	2,195	2,163	2,051	2,054	1,752	1,585	1,656	1,760	104	6.3
うち少年(人)		911	755	620	594	571	546	451	332	274	242	-32	-11.7
検挙率(%)	37.5	41.6	41.3	38.3	34.8	35.0	38.5	37.7	37.6	40.9	41.7	+0.8ポイント	

注：平成15年の刑法犯認知件数17,770件は過去最多

【窃盗犯認知件数の推移】

区分	年別										増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)
窃盗総数(件)	9,144	8,090	7,465	7,280	7,100	6,816	6,019	5,850	5,875	5,880	5	0.1
住宅対象侵入窃盗	688	849	518	532	564	506	396	488	476	484	8	1.6
車上ねらい	1,363	1,229	877	1,138	947	1,065	866	600	609	747	138	23.0
自転車盗	2,590	2,286	2,438	2,110	2,081	1,992	1,811	1,724	1,544	1,636	92	5.3
万引き	1,158	983	1,022	978	1,135	1,029	756	762	768	864	96	12.6
上記4罪種以外の窃盗犯	3,345	2,743	2,610	2,522	2,373	2,224	2,190	2,276	2,478	2,149	-329	-14.5

- (2) 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺^(注)の声掛けによる被害の阻止状況については阻止件数161件、阻止率53.7%、阻止額約3億2,570万円で、前年と比べ、阻止件数は87件、阻止率は8.6ポイント、阻止額は約6,310万円それぞれ増加した。

(注)特殊詐欺とは、面識のない不特定多数の者に対し、電話等の通信手段を用いて、対面することなく詐欺行為を行い、架空・他人名義の預金通帳口座へ振り込ませるなどの詐欺をいう。また、特殊詐欺の認知件数は、26頁を参照。

【特殊詐欺の阻止件数及び阻止率の状況】

	H26	H27	増減
発生(既遂)件数	90	139	+49
阻止件数	74	161	+87
阻止率	45.1%	53.7%	+8.6%

注：阻止率＝阻止件数÷（阻止件数＋発生件数）



【特殊詐欺の被害防止ポスター】

3 今後の課題

- 窃盗被害に占める無施錠状態の割合が、依然として全国平均と比較して高いことから、県下全域において「鍵掛け」の習慣化を推進するとともに、地域住民の幅広い層に対する自主防犯活動の促進を図る必要がある。
- 特殊詐欺については、金融機関窓口における現金の出金時等に職員が被害を阻止しているものの、被害件数及び被害額共に増加していることから、金融機関の窓口やATM利用者に対する積極的な声掛け、注意喚起のほか、コンビニエンスストア、配送業者等による被害金の送付対策についても一層強力に推進し、被害を阻止する必要がある。

重点推進事項の検証

1 安全・安心まちづくりの推進

(1) 推進状況

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

- (ア) 各種データを分析し、多発する犯罪を予測した上で、各種犯罪抑止対策を推進した。
- (イ) 警察署ごとに署重点犯罪を選定し、各地域の犯罪情勢に応じた犯罪抑止対策を推進した。
- (ウ) 金沢市片町地区に県警察が設置している防犯カメラを更新整備したほか、自治体に防犯カメラの設置及び補助事業の創設を働き掛けたことにより、自治体を始め町会や商店街等が公共空間に防犯カメラを設置するなど、設置拡充を促進した。

イ 重層的な防犯ネットワークの整備・活用促進

- (ア) 「石川県警察 I P 防犯ネットワーク」の配信先に石川県シルバー人材センター連合会等が加わり77機関・団体に防犯情報を配信した。
- (イ) コンビニエンスストアセーフティーステーション活動石川県大会を開催し、コンビニエンスストアとの防犯ネットワークを強化し、コンビニエンスストア強盗対応訓練や特殊詐欺防止声掛け訓練等を実施した。
- (ウ) テレビCM、ラジオ番組、新聞広告等を利用して、幅広い層に対して定期的に防犯情報を発信した。
- (エ) 石川県電器商業組合、不動産関連協会、生命保険会社等と連携し、企業による防犯CSR活動^(注)の普及を図るとともに、これらの企業・団体を通じて住民に防犯情報を発信した。

(注)防犯CSR (Corporate Social Responsibility) 活動とは、一般的に「企業の社会的責任」と言われており、事業者が社会の一員として果たすべき様々な責任をいい、中でも防犯に関するCSR活動を防犯CSR活動という。

- (オ) 自動車部品販売業者と連携して、青色防犯パトロール従事者に対する支援事業を開始した。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

- (ア) ゲートウェイ犯罪^(注)対策として中学校や高校と連携し、自転車盗防止及び万引き防止キャンペーンを実施するとともに、生徒への鍵掛け指導や校内放送等を利用した鍵掛け広報等を行い、学生の規範意識の向上を図った。

(注)ゲートウェイ犯罪とは、軽い気持ちで手を染めてしまう犯罪で、安易に見過ぐすと規範意識の低下により、累犯や悪質重大な犯罪につながる犯罪をいう。

- (イ) 鍵掛け重点モデル地区等を指定するとともに、防犯ボランティア団体と合同の鍵掛け防犯診断等を実施し、街頭活動の強化を図った。
- (ウ) 万引き防止対策として、「石川県万引等防止連絡協議会」等と連携し、ステッカーやポスターを作成して店舗に掲示したほか、直接店舗に働き掛けて、従業員による積極的な声掛けや店内放送を実施するなど、万引き防止対策を推進した。

エ 特殊詐欺被害抑止対策の推進

特殊詐欺撲滅のため、

- 巡回連絡等を利用した高齢者に対する個別訪問指導
- 防犯寸劇や広報DVDによる分かりやすく、心に響く防犯講習
- テレビCM、ポスター、チラシ等を活用した被害防止対策広報
- 金融機関、宅配事業者、コンビニエンスストア等と連携した水際対策の強化
- 石川県電器商業組合や保険会社と連携した顧客への防犯広報の実施
- 押収名簿を活用した先制的な注意喚起
- 通話録音警告機の無料貸出し事業等による防犯機器の普及促進

等、官民一体となった各種予防活動を推進した。

(2) 今後の課題

ア 地域の犯罪情勢に即した効果的な犯罪抑止対策の推進

あらゆる機会を通じて地域の犯罪情勢を把握し、地域住民が不安を感じる犯罪に的確に対応していく必要がある。

イ 重層的な防犯ネットワークの活用・拡充

既存の防犯ネットワークの拡充を図り、地域住民にタイムリーな情報発信をするとともに、防犯ボランティア団体への情報提供や防犯対策の指導等による自主防犯活動の支援を行うなど、重層的な防犯ネットワークの活用・拡充を図る必要がある。

ウ 社会の規範意識の向上と絆の強化

将来を見据えて、学校等を通じて学生による防犯ボランティア活動の機会を増やすなど、若者に規範意識の向上と絆の強化を図る必要がある。

また、地域住民・自治体・事業者・防犯ボランティア等による防犯活動を活性化させ、地域住民の自主防犯意識の向上を図る必要がある。

エ 特殊詐欺予防対策の推進

特殊詐欺撲滅のため、高齢者に対する防犯指導及び広報啓発、金融機関等における水際対策、関係機関・団体と連携した広報啓発等、官民一体となった各種対策をより強力に推進する必要がある。

2 サイバー空間の安全と安心の確保

(1) 推進状況

ア サイバー犯罪対処能力の向上

(ア) サイバー犯罪の検挙件数は66件で、前年と比べ5件（7.0%）減少した。

(イ) 警察職員のサイバー犯罪に対応するための知識の底上げやサイバー犯罪捜査員の対処能力の向上を図るため、各種教養の充実を図ったほか、サイバー犯罪の取締りを強化するため、生活環境課サイバー犯罪対策室にサイバー犯罪捜査官1人を配置した。

【サイバー犯罪検挙状況の推移】

区分	年別											増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)	
サイバー犯罪検挙件数	44	40	30	40	41	41	43	85	71	66	-5	-7.0%	
不正アクセス禁止法	5	1	0	4	1	1	2	2	1	2	1	100.0%	
コンピュータ犯罪	5	0	0	1	0	3	7	1	1	0	-1	-100.0%	
ネットワーク利用犯罪	34	39	30	35	40	37	34	82	69	64	-5	-7.2%	

平成27年中の検挙事例

- ファイル共有ソフト「Share」を利用した著作権法違反事件（2月検挙：寺井署）
無職の男（42）は、ファイル共有ソフト「Share」を使用し、著作権者に無断で、漫画の著作物をインターネットで閲覧できる状態にした。
- インターネット掲示板に大量殺人予告を掲示した威力業務妨害事件（5月検挙：金沢東署）
自営業の男（27）は、インターネット掲示板に電車内での大量殺人の犯行予告を書き込み、旅客鉄道会社の業務を妨害した。
- インターネットバンキングに係る不正送金事犯における詐欺（口座開設）及び犯罪収益移転防止法違反事件（6月検挙：寺井・小松署・生活環境課合同）
中国人技能実習生の男（30）は、インターネットを利用して他人名義の口座を開設してキャッシュカードをネット銀行から騙し取った。また、中国人技能実習生の男女（27, 28, 32）3人は、同人に口座を譲り渡すなどした。
- インターネットサービス会社に対する不正アクセス禁止法違反事件（10月検挙：白山署）
アルバイト店員の男（32）は、知人のIDとパスワードを無断で使用して、インターネットサービス会社が運営するサイトに不正にアクセスした。

イ サイバー犯罪抑止対策の推進

官民一体となった取組を推進し、社会全体でサイバー空間の脅威に立ち向かう機運を醸成するため、

- 石川県コンピュータネットワークセキュリティ協議会の開催（2月）

- サイバーパトロールモニターの委嘱（5月）
- 学生、保護者等へのネットワーク安全意識啓発講習の開催（通年）等を実施した。

また、インターネットバンキングに係る不正送金事犯の被害拡大防止を図るため、金融機関に対する口座名義人への注意喚起や外国人技能実習生監理団体等に対する適切な口座管理等に関する指導等の協力要請を実施したほか、サイバー空間における防犯活動を行う民間ボランティア団体や、大学生・高校生ボランティアと共同で被害防止啓発活動を実施した。

ウ 民間事業者等との連携

県内の大学や情報通信関連企業のほか、共同対処協定を締結している金融機関との情報交換を実施したほか、各種団体に対する講演等を実施するなど、サイバー空間における脅威の現状について情報発信した。

エ サイバー犯罪に的確に対応できる体制等の整備及び部門間の連携強化

サイバー空間の脅威に迅速・的確に対応するため、生活安全部に、サイバー犯罪対策を専任で担当する首席参事官（サイバー犯罪対策担当）を配置し、部門間連携の強化を図ったほか、各部門が担当する事件等に対しては、各事件担当課と解析担当部門の連携を強化し対処した。

オ インターネットサイト上における違法情報等の削除要請の推進

インターネット・ホットラインセンター^(注)等と連携し、通報された違法情報を元に事件検挙するとともに、違法・有害情報の削除依頼を実施した。

(注)インターネット・ホットラインセンターとは、一般のインターネット利用者からの違法・有害情報に関する通報を受理し、違法情報の警察への通報や国内のウェブサーバに蔵置された違法・有害情報に係るサイト管理者等への削除依頼を行う団体をいう。

(2) 今後の課題

サイバー空間が日常生活や経済活動に不可欠な基盤となる中で、インターネットバンキングに係る不正送金被害が増加傾向にあるなど、サイバー空間における脅威は増大している。

よって、引き続きサイバー犯罪の被害防止に向けた広報啓発活動の充実のほか、サイバーパトロールの強化及びインターネット・ホットラインセンターから通報された違法情報等に対する迅速・的確な対応を講ずるとともに、関係機関・団体等と連携して全てのインターネット利用者による主体的な被害防止への取組を促進し、社会全体におけるセキュリティ意識の向上に向けた取組を推進する必要がある。

3 悪質な生活経済事犯等の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 悪質商法事犯の早期事件化と徹底検挙

生活経済事犯の検挙件数は19件、検挙人員は6人で、前年と比べ検挙件数は6件増加し、検挙人員は3人減少した（次表の出資法・特商法・詐欺等刑法犯の合計）。

このうち、詐欺等刑法適用の検挙件数は、前年と比べ増加したものの、出資法違反^(注1)は減少、特商法違反^(注2)は、前年同数であった（次表の廃棄物処理法、商標法、その他の合計）。

(注1)出資法とは、「出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律」をいう。

(注2)特商法とは、「特定商取引に関する法律」をいう。

イ 知的財産権侵害事犯、環境事犯、保健衛生事犯等の徹底検挙

知的財産権侵害事犯、環境事犯、保健衛生事犯等の検挙件数は95件、検挙人員は102人で、前年と比べ検挙件数は9件減少、検挙人員は同数であった。

【生活経済・環境事犯検挙状況の推移】

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
												件数	率(%)
生活経済・環境事犯	検挙件数	239	199	188	177	138	142	129	120	117	114	-3	-2.6%
	検挙人員	231	217	203	205	138	129	118	100	111	108	-3	-2.7%
廃棄物 処理法	検挙件数	153	138	119	119	74	86	67	60	57	68	11	19.3%
	検挙人員	172	165	147	147	84	93	83	66	66	76	10	15.2%
出資法・ 貸金業法	検挙件数	6	15	5	4	10	6	5	10	5	1	-4	-80.0%
	検挙人員	6	12	4	2	7	4	4	6	3	0	-3	-100.0%
商標法・ 不正競争	検挙件数	5	3	8	0	1	12	35	16	8	6	-2	-25.0%
	検挙人員	1	2	2	0	1	0	7	2	5	3	-2	-40.0%
特商法	検挙件数	0	1	0	4	2	3	2	8	6	4	-2	33.3%
	検挙人員	0	2	0	12	3	0	3	4	5	4	-1	-20.0%
詐欺等 刑法犯	検挙件数	18	10	3	1	0	7	1	5	2	14	12	600.0%
	検挙人員	4	3	1	1	0	7	1	3	1	2	1	100.0%
その他 (注)	検挙件数	57	32	53	49	51	28	19	21	39	21	-18	-46.2%
	検挙人員	48	33	49	43	43	25	20	19	31	23	-8	-25.8%

注：その他とは、水産資源保護法、狩猟法、狂犬病予防法、鉄道営業法、電波法、森林法等をいう。

～ 平成27年中の検挙事例 ～

- コンクリート片等の建築廃材約4トンに及ぶ産業廃棄物不法投棄事件（1月検挙：大聖寺署）
自営業の男（76）らは、加賀市内の休耕地ほか1か所において、産業廃棄物であるコンクリート片等の建築廃材約4トンをみだりに捨てた。
- 汚水升の清掃に係る特商法違反（書面不交付）事件（5月検挙：小松署）
自営業の男（68）は、汚水枡の清掃の契約をするに当たり、法令で定める役務提供契約の解除に関する事項等を記載した書面を交付しなかった。
- パソコン教室における金融商品取引法違反（無登録営業・広告規制違反）事件及び出資法違反（預り金の禁止）事件（5月・6月検挙：白山署・小松署・生活環境課）
会社役員 of 男（67）は、パソコン教室に通う生徒に対して投資に関する助言指導を行い、内閣総理大臣の登録を受けずに金融商品取引業を行っていた。
さらに、同人は、生徒にネット株特別会員による投資運用話を持ちかけ、現金1,500万円を受け取り、業として預り金をした。
- ルビーロマンをかたる不正競争防止法違反（品質等誤認惹起）事件（10月検挙：金沢西署）
無職の男（32）は、ルビーロマンではないぶどうを販売するため、インターネットオークションサイトに掲載し、県外居住者に販売した。
- 偽ブランド品販売に係る商標法違反（侵害とみなす行為）事件（10月検挙：金沢中署）
無職の女（42）は、インターネットオークションサイトを利用して県内外の居住者に対してルイヴィトン等の偽ブランド品を販売した。

(2) 今後の課題

依然として無登録業者による株取引やヤミ金等の利殖勧誘事犯^(注)の相談が寄せられていることから、利殖勧誘事犯の被害が疑われる情報を入手した場合は、直ちに金融機関へ情報提供し、犯罪利用口座の凍結を求めるなど、迅速な被害回復、被害拡大

防止に努めるとともに、速やかに捜査に着手し、事件化を推進する必要がある。

(注)利殖勧誘事犯とは、出資法、金融商品取引法及び無限連鎖講の防止に関する法律に違反する犯罪をいう。

4 犯罪インフラ対策の推進

(1) 推進状況

ア 犯罪利用口座の凍結要請の推進

ヤミ金や詐欺サイトの振り込み等の犯罪に利用された犯罪利用口座を把握した場合には、速やかに、当該口座凍結のための情報を金融機関に提供しており、金融機関への情報提供件数は188件で、前年と比べ25件（15.3%）増加した。

【犯罪利用口座凍結のための金融機関への提供件数】

区分	年別					増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)
情報提供件数	283	257	233	163	188	25	15.3%

イ 携帯電話不正利用防止法に基づく契約者の本人確認の推進

ヤミ金等の犯罪に利用された携帯電話については、携帯電話不正利用防止法に基づく契約者の本人確認要求を26件実施した。

(2) 今後の課題

犯罪インフラに関連する情報を広範に収集・分析し、関連事業者等との連携を推進することによって、犯罪インフラの解体等を図るとともに、当該サービス等に係る捜査に必要な情報の確保と円滑な入手を可能とすることにより、迅速かつ的確な捜査を推進する必要がある。

5 適正な許可等業務の推進

(1) 推進状況

許可等事務の適切な管理運用を図るため、情報管理課と連携して許可等事務管理システムを構築し、平成27年10月1日から運用を開始した。

許可等事務管理システムの概要

- ・ 相談を含めた許可等の申請受理、事務の進捗状況を署幹部、本部担当課等で把握
- ・ 統計資料（受理件数、手数料）等の集計機能による事務の効率化
- ・ 申請受理簿等決裁書類の廃止による業務の合理化

(2) 今後の課題

警察署及び警察本部の担当者が、許可等事務管理システムを効果的に活用し、積極的な情報共有や連携を図り、適正かつ効率的な許可等業務を推進する。

6 精強な地域警察の構築及び街頭活動の推進

(1) 推進状況

ア 街頭活動等の推進

- (ア) 犯罪の多発する時間帯・地域に重点を置いたパトロールや交番等の施設の外に立って警戒に当たる立番のほか、金融機関、コンビニエンスストア等に対する立ち寄り警戒、繁華街、駅等多数の人が集まる場所において徒歩によるきめ細かいパトロール



【繁華街でのパトロール】

ールを実施した。

- (イ) また、全ての交番に交番相談員を配置し、地域住民からの各種相談等への対応や交番勤務員不在時の補完体制を確立しているほか、地域の行事等に応じて勤務時間や勤務箇所を弾力的に運用するなど交番機能を強化した。

イ 地域警察官の現場執行力の向上

- (ア) 地域警察官の事態対処能力向上を目的とした研修・訓練を実施した。
- (イ) 職務質問技能指導官^(注1)等を指定し、同指導官等が交番等に勤務する地域警察官に実戦的教養を推進するとともに、同指導官等自身の技能向上を図るため、警察庁指定広域技能指導官^(注2)を招へいしての研修会や技能指導先進県への派遣研修を実施したほか、北陸三県警察の関係者による技能指導検討会を開催した。
- (ウ) 犯罪現場等において、臨場した地域警察官の受傷事故を防止するため、警棒、大楯、刺股等の各種装備資機材を活用した実戦的訓練を推進するとともに、犯罪の発生状況等に応じて地域警察官の迅速・的確な運用を図るため、きめ細かな業務管理を推進した。

(注1)職務質問技能指導官とは、職務質問に卓越した技能又は知識を有し、その技能等を後世代に伝承する警察官をいう。

(注2)警察庁指定広域技能指導官とは、卓越した専門的技術又は知識を有するとして警察庁長官により指定され、警察全体の財産として都道府県警察の枠組みにとらわれず広域活用を図る職員をいう。

ウ 地域に密着した活動の推進

- (ア) 地域の家庭、事業所等を訪問し、犯罪の予防、災害・事故の防止等、地域住民の安全で平穏な生活を確保するために必要な事項の指導・連絡や、地域住民からの意見・要望等を把握する巡回連絡を推進した。
- (イ) 地域住民と地域の治安に関する問題について協議するなど、地域住民の警察に対する意見・要望等を把握する交番・駐在所連絡協議会を積極的に開催したほか、防犯ボランティアと連携したパトロール活動等を実施した。
- (ウ) 広報紙「交番速報」等の発行によるタイムリーな情報提供のほか、各種会合における犯罪被害防止や交通事故防止講習等を実施した。

(2) 今後の課題

ア きめ細かいパトロールの推進

繁華街、駅等多数の人が集まる場所における徒歩警ら、駐留警戒、人目に付きにくい駐車場や公園の警戒を強化するなど、犯罪の抑止及び検挙のための徒歩や自転車による、きめ細かいパトロールを推進する必要がある。

イ 地域警察官の現場執行力の更なる向上

職務質問は、地域警察官にとって犯罪の抑止及び検挙の両面において最大の武器であり、その技能習熟が地域警察官の現場執行力を大きく左右することから、職務質問技能伝承による現場執行力の更なる向上を図る必要がある。

ウ 地域に密着した活動の推進

地域社会における犯罪被害等の効果的防止のためのタイムリーな情報提供を始め、地域住民の要望を把握するための巡回連絡や地域の各種会合等への出席等地域に密着した活動を推進する必要がある。

7 初動警察刷新強化の取組の定着化

(1) 推進状況

ア 事案対応能力の強化

- (ア) 迅速・的確な初動警察活動推進のための訓練等の実施
 - 警察署における当直指揮訓練、実戦的訓練
 - 警察署における短時間無線通話訓練
 - 警察署における不感地帯把握活動
 - 地域警察デジタル無線システムの効果的活用
- (イ) 通信指令課、本部執行隊、警察署等との連携の強化
 - 災害対策訓練（1月）
 - 能越自動車道における通信確保訓練（6月）
 - 隣接県との広域協定配備訓練（6月、10月）
 - 無差別殺傷事件等重大事件を想定した緊急配備訓練（7月、11月）

イ 通信指令を担う人材の育成の強化

- (ア) 初動警察の責務や重要性の周知徹底
 - 警察署ブロック別研修会の開催（6回、1月と6月に金沢・加賀・能登地区に分けて実施）
 - 教養資料「初動警察だより」の発行（19回）
 - 功労ある迅速・的確な受理と指令に対する賞揚の実施（その都度）
- (イ) 通信指令に必要な知識・技能向上に向けた教養・研修の実施
 - 通信指令専科の実施（7月）
 - 通信指令技能検定の実施（4回）
 - 県下通信指令・無線通話技能競技会の開催（8月）
 - 全国通信指令・無線通話技能競技会の参加に向けた特別訓練の実施（8月から9月）
 - 技能指導官（26年度指定）・技能指導員等による現場指導の実施（通年）
 - 警察庁指定広域技能指導官（通信指令）による実践指導の実施（11月）

ウ 通信指令機能の強化

- (ア) 通信指令システムの更新整備
通過車両識別装置等、緊急配備支援システムの更新整備を行い、その機能を強化した。
- (イ) 地域警察デジタル無線システムの効果的活用
P S D形移動データ通信システム及びP S W形移動通信システムの文字・画像情報や位置情報機能等を事件発生時の捜査活動や行方不明者発見活動等に活用し、被害拡大の防止や被疑者の検挙につなげるなど、その効果的な活用を図った。
- (ウ) 無線不感地帯における無線通話確保対策の推進
無線不感地帯対策として、警察署ごとにエリアマップを作成し、その実態把握を行い、無線不感地帯における無線通話確保訓練を実施した。

(2) 今後の課題

ア 初動警察における事案対応能力の更なる強化

通信指令による警察職員の一元的な指揮運用の徹底を図るため、通信指令部門と事件事故主管部門の双方の意識改革のもと、警察署、機動警察通信隊等が連携を密にし、初動警察活動に関する反復・継続的な実戦的訓練を重ねることが必要である。

また、日頃から、地域警察デジタル無線システムを始め、各通信指令システムの更なる効果的な活用に取り組み、初動警察活動の強化・高度化を図る必要がある。

イ 通信指令技能の向上と人材の育成の強化

通信指令技能検定の計画的な実施を始め、県下通信指令・無線通話技能競技会を継続的に実施するほか、通信指令業務に係る技能指導官・技能指導員制度を効果的に運用し、警察官の通信指令技能の向上、通信指令を担う人材の育成を図る必要がある。

ウ 通信指令機能の強化

初動警察は警察の生命線であり、通信指令はその司令塔であるため、通信指令システムの強化及び通信指令と事件事故主管部門等との連携の強化に資する情報通信手段の一層の高度化を図る必要がある。

重点目標 3 子供・女性・高齢者の安全確保と少年非行防止対策の推進 (生活安全部)

[背景と施策の方向]

平成26年のストーカー・DV事案や児童虐待の認知件数については、過去最多となり、極めて厳しい状況にある。

人身安全関連事案^(注)は、認知の初期段階から最悪の事態を想定して被害の未然防止・拡大防止を図る必要があることから、警察署、警察本部の関係部門及び関係機関・団体が密接に連携して諸対策を推進するとともに、迅速かつ的確に組織を一体的に運用して被害者等の安全確保を図る必要がある。

また、県内の少年非行は、刑法犯で検挙補導される少年が減少傾向にあるが、再犯者率が高く、非行の低年齢化傾向が顕著であるほか、学校におけるいじめが社会問題化しており、さらに、インターネット利用に起因する福祉犯が依然として発生している状況にある。

このため、児童ポルノを始めとした福祉犯の取締りやサイバー補導を一層推進することはもとより、引き続き学校、教育委員会等の関係機関や地域社会と連携し、非行少年の立ち直り支援、低年齢少年を含めた少年の規範意識の醸成及び少年を取り巻く地域社会の絆の強化による「非行少年を生まない社会づくり」を推進するほか、インターネット利用時の規範意識の醸成、携帯電話等のフィルタリングの普及促進等による有害環境浄化対策を強化するなど、少年保護対策を総合的に推進する必要がある。

注：人身安全関連事案とは、恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案、行方不明事案、児童・高齢者・障害者虐待事案等の人身の安全を早急に確保する必要の認められる事案をいう。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 人身安全関連事案の行為者等の検挙及び被害者等の安全確保のための諸対策を推進する。
- 刑法犯少年の検挙・補導人員の減少傾向を維持する。

2 成果

(1) 子供・女性対象事案^(注1)の検挙件数は235件で、前年と比べ2件(0.8%)減少したが、高水準で推移している。

子供・女性対象前兆事案等^(注2)の指導・警告件数は203件で、前年と比べ37件(22.3%)増加し、過去最多となった。

注1：子供・女性対象事案とは、殺人、強盗、強姦、暴行、傷害、強制わいせつ、公然わいせつ、逮捕監禁・略取誘拐をいう。

注2：子供・女性対象前兆事案等は、子供・女性対象事案及びその前兆とみられる声掛け・つきまとい等をいう。

【子供・女性対象事案の検挙及び前兆事案等指導警告件数の推移】

区分	年別		平23		平24		平25		平26		平27		増減	
	子供	女性	子供	女性	子供	女性	子供	女性	子供	女性	子供	女性	件数	率(%)
検 挙	23	111	24	122	36	133	24	213	22	213	-2	-0.8		
指導・警告	47	61	64	103	71	90	61	105	72	131	37	22.3		
計	70	172	88	225	107	223	85	318	94	344	35	8.7		

注：子供は中学生（男女）以下、女性は高校生以上をいう。

- (2) ストーカー事案の認知件数は261件で、前年と比べ15件（5.4%）減少し、検挙件数は24件で、前年と比べ7件（22.6%）減少したが、認知件数及び検挙件数共に高水準で推移している。

【ストーカー事案認知・検挙状況の推移】

区分	年別					増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)
認知件数	120	212	223	276	261	-15	-5.4%
検挙件数	10	21	24	31	24	-7	-22.6%

- (3) 配偶者による暴力事案の認知件数は407件で、前年と比べ14件（3.6%）、検挙件数は76件で、前年と比べ29件（61.7%）それぞれ増加し、認知件数及び検挙件数共に過去最多となった。

【DV事案認知・検挙状況の推移】

区分	年別					増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)
認知件数	246	346	365	393	407	14	3.6%
検挙件数	23	42	45	47	76	29	61.7%

- (4) 高齢者虐待事案の認知件数は83件で、前年と比べ32件（62.7%）増加し、過去最多となった。このうち加害者が配偶者等である事案は42件（50.6%）で、前年と比べ19件（82.6%）増加した。

また、検挙件数は2件で、前年と比べ2件増加した。

【高齢者虐待事案認知の推移】

区分	年別					増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)
認知件数	49	49	65	51	83	32	62.7%
配偶者等による被害	20	26	38	23	42	19	82.6%
配偶者暴力の割合	40.8%	53.1%	58.5%	45.1%	50.6%		

- (5) 刑法犯少年の検挙・補導人員は342人で、前年に比べ35人（9.3%）減少し、平成18年以降、10年連続で減少した。

【刑法犯少年検挙・補導人員の推移】

年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
											人数	率(%)
刑法犯少年(人)	1,081	909	757	749	709	680	569	462	377	342	-35	-9.3

3 今後の課題

- (1) 子供や女性に対する性犯罪等の前兆と見られる声掛けやつきまとい事案等の根絶のため、連続・広域的な事案は、迅速かつ的確に関係部署及び関係機関と緊密に連携し、子供・女性の安全対策を総合的に推進する必要がある。
- (2) 高齢者の尊厳の保持のため高齢者への虐待を防止することは、極めて重要であることから、関係機関等と緊密に連携を図り、適切な対応を推進する必要がある。
- (3) 刑法犯少年の検挙・補導人員は減少しているものの、少年の再犯者率が高く、非行の低年齢化が認められるほか、いじめが社会問題化している状況にあることから、「非行少年の立ち直り支援」「低年齢少年まで含めた少年の規範意識の醸成」「集団的不良交友関係対策」を中心に取り組んでいく必要がある。

重点推進事項の検証

1 子供・女性・高齢者安全対策の推進

(1) 推進状況

ア 子供・女性・高齢者の安全を確保するための諸対策の推進

- (ア) 子供・女性を対象とした犯罪被害や不審者情報等を潜在化させないため、学校・教育委員会等関係機関・団体と緊密に連携し、脅威事犯が発生した場合には速やかに把握するとともに、関係者のプライバシーに十分配慮した上で、事案概要及び防犯対策に役立つ情報をタイムリーに提供した。
- (イ) 犯罪の発生、犯罪の前兆とみられる声掛け等の情報及び不審者や不審車両に係る情報を受理した場合には、迅速・的確な警察活動を実施し、詳細かつ網羅的な情報収集を推進した。
- (ウ) 生活安全部門と刑事部門が連携して、被疑者の検挙及び被害の拡大防止を図るための情報の分析を推進した。
- (エ) 学校、関係機関、防犯ボランティア等と連携し、危険回避能力の向上や護身術等の教養・訓練を推進した。

イ 積極的な先制・予防的活動の推進

行為者の行為が法令違反に至らない声掛け等についても、犯罪の前兆とみられることから積極的に行為者に指導・警告するなどの先制的な活動を推進した。

(2) 今後の課題

生活安全部門と刑事部門が連携し、先制・予防的かつ迅速・的確な警察活動を推進するとともに、学校、教育委員会、自治体、防犯ボランティア等との連携を強化する必要がある。

2 人身の安全を確保するための取組の推進

(1) 推進状況

ア ストーカー・DV事案等への迅速かつ的確な対応の徹底

- (ア) 被害者等の生命・身体安全確保を最優先とした対応を推進し、被害者等の生命・身体への危害の未然防止及び被害の拡大を防止した。
- (イ) 認知した事案の全件が、警察署長及び本部人身安全関連事案対処体制へ速やかに報告されるなど、迅速かつ的確な組織的対応を推進した。
- (ウ) 被害者・加害者等関係者の所在地を管轄する警察署、警察本部及び関係機関が連携し、迅速に事案の情報を共有して対処に当たり、被害者等への危害の未然防止及び被害の拡大の防止を図った。

イ 適正な行方不明者発見活動及び保護業務の推進

認知症に係る行方不明者等については、その早期発見・保護の必要性が高いことから、自治体等と連携を強化したほか、行方不明者届の届出人の意思を確認の上、行方不明者に関する情報を県警ウェブサイトに掲載するなど各種取組を推進した。

ウ 人身安全関連事案に対する部門間の連携・情報共有の徹底

- (ア) 認知した事案のうち被害者等の安全を早急に確保する必要が認められる事案については、生活安全部門と刑事部門の専務員が、相談初期の段階から共同で聴取し、事案の危険性・切迫性を的確に見極め、事態に応じた最も効果的かつ適切な対処を実施した。
- (イ) 配偶者暴力相談支援センター等への緊急一時避難、公費負担による宿泊施設への避難等により物理的危険防止を図るとともに、被害者等に対する各種個人情報保護制度や保護命令の発令を十分活用して事案処理後の被害者等の安全を確保した。

また、防犯機材の貸与や保護観察所との連携により、再被害を未然に防止する

措置を執るなど、被害者等の安全確保を徹底した。

(2) 今後の課題

ア ストーカー・DV事案等への迅速かつ的確な対応の推進

恋愛感情等のもつれに起因する暴力的事案については、重大事件へ急展開するおそれがあることから、関係警察署及び関係機関が緊密に連携して対処するとともに、実践的な訓練を行うなど、事案への対処能力を向上する必要がある。

また、つきまとい等を抑制するため、ストーカー行為者に対する精神医学的・心理学的手法による行為の抑制を行い得る精神科医・臨床心理士等、受皿となる医師等を確保する必要がある。

イ 適正な行方不明者発見活動及び保護業務の推進

今後、認知症に係る行方不明者届の受理件数の増加が見込まれることから、認知症の特性や対応要領等について理解を深めるとともに、自治体、関係機関と緊密に連携し、行方不明者の発見活動を一層推進する必要がある。

3 少年非行防止総合対策の推進

(1) 推進状況

ア 非行少年を生まない社会づくりの一層の推進

(ア) 過去に非行少年として対応した少年及び保護者に対して警察から積極的に連絡を取り、現に問題を抱え、支援を必要としている少年や保護者に対し、継続的な指導・助言を行ったほか、大学生ボランティアや少年警察ボランティア、地域住民等と連携し、農作業体験や物づくり体験、学習支援等による少年の居場所づくりを推進した。

また、「いしかわS & Pサポート制度^(注)」により、警察と学校の間で児童・生徒の非行事案等に関する相互連絡を行って情報を共有し、早期指導による少年の立ち直り支援を推進して再非行・再被害の防止を図った。

(注)いしかわS & Pサポート制度とは、児童・生徒の再非行防止、犯罪被害防止のため、警察と学校との非行事案等に関する相互連絡制度をいう。

【いしかわS & Pサポート制度による連絡状況の推移】

区分	年別					増減	
	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率 (%)
警察から学校	459	351	279	230	220	-10	-4.3
学校から警察	23	116	85	49	19	-30	-61.2
計	482	467	364	279	239	-40	

(イ) 少年の特性や非行に走る要因・背景等について理解を深め、厳しくも温かい目で少年を見守る活動として、少年警察ボランティアや中・高校生と連携した自転車盗難防止及び万引き防止キャンペーンを実施するなど、地域社会との絆を強化した。

(ウ) 学校や教育委員会等と連携し、小・中学生を対象とした「ピュアキッズスクール^(注)」や「薬物乱用防止教室」等を開催した。

(注)ピュアキッズスクールとは、学校の道徳の授業時間に、警察職員がゲストティーチャーとして参加し、非行事例を児童生徒にディスカッションさせる参加型の非行防止教室をいう。

【非行防止教室実施状況等の推移】

年度	平23			平24			平25			平26			平27		
	小学校	中学校	高校												
ピュアキッズスクール	150	49	44	130	46	43	114	42	46	120	49	44	127	42	41
薬物乱用防止	56	41	44	47	35	43	47	38	46	67	38	44	60	36	41
その他	25	18	39	24	27	37	31	58	49	14	30	40	32	19	37
計	231	108	83	201	108	80	192	138	95	201	117	84	219	97	78

イ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

(ア) いじめに係る被害の届出や相談に対し、迅速・確実に受理するとともに、被害少年や保護者の立場に立ち、学校等と連携しつつ、関係者相互の心が通う対応に努めた。

(イ) いじめに対する的確に対応するため、学校が設置する「いじめ問題対策チーム」等の会議に積極的に参加するなど、学校や教育委員会等、関係機関との情報共有と意思統一を図り、連携を一層強化した。

また、非行防止教室や「命の大切さを学ぶ教室^(注)」の開催等により、児童生徒のいじめに対する意識を高め、いじめの未然防止を図った。

(注) 命の大切さを学ぶ教室とは、犯罪被害者遺族等の講演を通じ、被害者等の理解等を育むとともに、自分や他人の命の大切さを学び加害者にならないとの規範意識の向上を目的とする教室をいう。

【いじめをテーマにしたピュアキッズスクールの開催状況の推移】

年 度	平23	平24	平25	平26	平27
回 数	94	114	110	126	150

ウ 少年事件の適正な捜査・調査の徹底

少年の特性に配慮した事件指揮の強化により、迅速・適正な少年事件の捜査・調査を推進し、少年の健全育成を図った。

(2) 今後の課題

ア 非行少年を生まない社会づくりの一層の推進

刑法犯少年が減少する一方、依然として、少年の再犯者率が高く、非行の低年齢化が認められる。

次代を担う少年の健全育成は、個々の少年や現在の犯罪抑止対策のためだけでなく、将来にわたる治安基盤を確立するための施策であることから、「非行少年を生まない社会づくり」をより一層効果的に推進する必要がある。

イ 学校におけるいじめ問題への的確な対応

依然として、全国的に学校における悪質ないじめが後を絶たず、いじめに起因して少年が自殺するなどの憂慮すべき事案も発生している。今後も、いじめ事案の早期把握と少年の立場に立った的確な対応に向け、学校や教育委員会等関係機関との連携を一層強化していく必要がある。

ウ 少年事件の適正な捜査・調査の徹底

迅速かつ適正な少年事件捜査能力の維持・向上を図るため、実戦的教養や伝承教養等を取り入れた効果的な専科教養等を実施し、若手捜査員の早期育成と現場捜査員の実務能力向上を図る必要がある。

4 少年保護総合対策の推進

(1) 推進状況

ア 悪質な福祉犯の取締り強化

福祉犯の検挙件数は74件で、前年と比べ16件（17.8%）減少した。

低年齢児童ポルノ愛好者によるファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ拡散事件や児童買春等の少年の性的被害に係る事件のほか、暴力団が関与するなど悪質な事件に重点を置いた取締りを実施した。

【福祉犯事件の検挙状況等の推移】

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
												件(人)数	率(%)
総 数	検挙件数	53	62	64	64	69	77	60	90	90	74	-16	-17.8
	検挙人員	51	56	56	59	67	66	57	76	78	66	-12	-15.4
児 童 福 祉 法	検挙件数	2	11	11	5	11	3	2	10	3	1	-2	-66.7
	検挙人員	2	7	11	6	11	3	2	7	3	2	-1	-33.3
風 営 法	検挙件数	3	8	1	5	9	3	5	2	4	2	-2	-50.0
	検挙人員	4	15	4	5	11	4	6	2	5	1	-4	-80.0
児 童 買 春 ・ 児 童 ポ ル ノ 禁 止 法	検挙件数	12	12	23	14	20	26	18	28	34	30	-4	-11.8
	検挙人員	10	9	9	7	18	10	15	19	26	21	-5	-19.2
いしかわ子ども 総 合 条 例	検挙件数	28	24	21	31	26	45	35	48	48	39	-9	-18.8
	検挙人員	24	15	21	29	25	49	34	46	43	39	-4	-9.3
そ の 他	検挙件数	8	7	8	9	3	0	0	2	1	2	1	100.0
	検挙人員	11	10	11	12	2	0	0	2	1	3	2	200.0

平成27年中の検挙事例

- ファイル共有ソフトを利用した児童ポルノ法^(注)違反事件（2月検挙：寺井署）
社員の男（30）は、自宅のパソコンでファイル共有ソフトを利用し、児童ポルノを公然と陳列した。
(注)児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律
- 暴力団関係者等による風営法違反（年少者使用）等事件（5月検挙：金沢東署・白山署）
風俗営業者の男（40）らは、18歳未満の女子を同人が経営する風俗営業店のホステスとして雇用し、客に接待行為をさせた。
- 風俗営業者による風営法違反（年少者使用）事件（9月検挙：金沢中署）
風俗営業者の女（50）は、18歳未満の女子を同人が経営する風俗営業店のホステスとして雇用し、客に接待行為をさせた。

イ 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

(ア) インターネットによる犯罪被害を防止するため、学校や教育委員会等の関係機関、少年警察ボランティアを始めとした地域住民と連携し、「フィルタリング100%普及」を目指した取組や児童やその保護者に向けた広報啓発活動を推進した。

【フィルタリングに関する広報啓発活動実施状況】

区 分	小学校	中学校	高 校	合 計
回 数	55	40	55	150

(イ) スマートフォン等の普及により、インターネットに起因する福祉犯から児童を保護しその健全育成を図るため、サイバー補導^(注)を推進した。

(注)サイバー補導とは、児童が援助交際を求めるなどのインターネット上の不適切な書き込みをサ

イパーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・指導することをいう。

ウ 児童虐待への的確な対応

虐待児童の早期発見・保護や児童の安全の確保を最優先とした対応を徹底するため、県担当課や児童相談所との意見交換会を開催したほか、警察官を金沢市児童相談所に一定期間派遣し、家庭訪問時の同行や会議に参加させるなど、関係機関との一層の連携を図った。

【児童虐待事案の児童相談所への通告状況の推移】

年 別	平23	平24	平25	平26	平27
通告人員	94	163	206	248	306

(2) 今後の課題

ア 悪質な福祉犯の取締り強化

依然として児童の性的被害に係る福祉犯事件が発生していることから、福祉犯端緒情報を収集し、被害児童を早期に発見・保護するとともに、新たな被害児童の拡大を防止するため、サイバー補導を強化する。

また、組織的な児童買春事犯等、悪質な福祉犯の取締りを強化する必要がある。

イ 少年を取り巻く有害環境浄化対策の推進

スマートフォン等の急速な普及に伴い、携帯電話事業者や学校等と連携したフィルタリング100%普及を目指した広報啓発活動の推進や少年への安全利用の呼び掛けを行う。

また、少年のたまり場となりやすいカラオケボックス事業者等に対し、少年の不良行為等を防止するための自主的な措置が行われるよう、働き掛けを行うなど、有害環境浄化活動を推進する必要がある。

ウ 児童虐待への的確な対応

事件として取り扱うべき児童虐待については、迅速かつ的確に対処するとともに、自治体が開催する個別ケース検討会議に積極的に参加して情報の共有を図るなど、児童相談所を始めとする関係機関との連携を一層強化する必要がある。

重点目標 4 県民の生活を脅かす犯罪の徹底検挙（刑事部）

〔背景と施策の方向〕

平成26年の刑法犯の検挙率は前年に比べ3.3ポイント向上するとともに、重要犯罪の検挙率も前年に比べ6.7ポイント向上したものの、殺人未遂、強盗等の重要犯罪や住宅対象侵入窃盗等の重要窃盗犯が依然として発生している。

また、特殊詐欺の被害額は過去最悪となり、極めて深刻な状況にあり、さらに、薬物情勢については、インターネットを利用した危険ドラッグ密売事件を検挙するなど、危険ドラッグを含めた薬物の蔓延がうかがわれるところである。

加えて、暴力団情勢については、暴力団による繁華街を舞台とした組織的な覚醒剤密売事件を検挙する中で、暴力団等を背景とした犯罪組織が、その組織実態や活動実態をますます不透明化させている状況がうかがわれる。

これらの県民の生活を脅かす犯罪については、早期に犯人を検挙し、事件の解決を図るとともに、被害の拡大を防止することが強く求められている。

よって、効果的な捜査員の投入により捜査力を最大限に発揮し、各種情報の収集、犯罪組織の実態解明、戦略的な取締りなど、刑事警察の真髄である「検挙」を徹底することにより、県民の安全・安心を確保する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 捜査力を最大限に発揮し、重要犯罪、特殊詐欺、薬物犯罪等県民の生活を脅かす犯罪を徹底検挙する。

2 成果

(1) 重要犯罪の徹底検挙

ア 重要犯罪^(注)の検挙率は82.2%で前年に比べ6.9ポイント減少したが、全国平均(72.3%)を上回った。(全国18位)

【重要犯罪検挙率の推移】

年別 区分	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減
石川検挙率	77.6%	87.8%	76.3%	92.6%	83.3%	74.3%	80.5%	82.4%	89.1%	82.2%	-6.9
全国検挙率	59.4%	60.2%	62.6%	64.5%	62.8%	64.0%	65.8%	63.3%	68.2%	72.3%	4.1

注：重要犯罪とは、殺人、強盗、強姦、強制わいせつ、放火及び略取誘拐・人身売買をいう。

イ 重要窃盗犯^(注)の検挙率は59.0%で前年に比べ1.8ポイント増加し、全国平均(52.6%)を上回った。(全国23位)

【重要窃盗犯検挙率の推移】

年別 区分	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減
石川検挙率	45.4%	69.8%	67.0%	48.1%	37.0%	48.2%	62.7%	48.7%	57.2%	59.0%	1.8
全国検挙率	45.3%	51.4%	53.6%	50.9%	47.8%	48.1%	50.0%	47.4%	51.5%	52.6%	1.1

注：重要窃盗犯とは、侵入盗、自動車盗、ひったくり、すりをいう。

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

ア 警察本部内に、部門を超えた「特殊詐欺撲滅プロジェクトチーム」を設置した。
 イ 特殊詐欺の検挙件数及び人員は、だまされた振り作戦や他県との合同捜査事件等により40件29人、預金口座の不正取得等の助長犯罪の検挙件数及び人員は41件21人であった。

【特殊詐欺等検挙件数・人員の推移】

区分		年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
													件(人数)	率(%)
特殊詐欺	振り込め詐欺	件数	6	38	8	37	12	22	17	21	17	36	+19	+111.8
		人員	3	5		7	3	8	3	5	3	22	+19	+633.3
	振り込め類似詐欺	件数							7	4	7	4	-3	-42.9
		人員							4	4	1	7	+6	+600.0
助長犯罪	件数	6	12	35	56	15	29	29	47	53	41	-12	-22.6	
	人員	5	7	20	37	11	17	21	34	30	21	-9	-30.0	
合計	件数	12	50	43	93	27	51	53	72	77	81	+4	+5.2	
	人員	8	12	20	44	14	25	28	43	34	50	+16	+47.1	

(3) 薬物事犯の徹底検挙

薬物事犯の検挙件数及び人員は119件81人であった。

【薬物事犯の検挙状況の推移】

罪種別		年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
													件(人数)	率(%)
総数	検挙件数	104	77	83	75	77	83	76	107	111	119	+8	+7.2	
	検挙人員	62	55	57	58	53	56	61	71	81	81	±0	±0	
覚醒剤	検挙件数	76	48	47	57	60	75	51	92	95	88	-7	-7.4	
	検挙人員	52	36	34	47	44	53	43	63	68	65	-3	-4.4	
大麻	検挙件数	21	26	24	15	12	6	18	12	7	11	+4	+57.1	
	検挙人員	6	17	19	9	7	2	16	7	6	6	±0	±0	
麻薬等	検挙件数	7	3	12	3	5	2	7	3	4	10	+6	+150.0	
	検挙人員	4	2	4	2	2	1	2	1	3	6	+3	+100.0	
指定薬物	検挙件数										5	10	+5	+100.0
	検挙人員										4	4	±0	±0

3 今後の課題

(1) 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

ア 未解決重要事件の被疑者検挙に向け、捜査情報、鑑定資料等の再分析を実施するとともに、DNA型鑑定等の科学捜査手法を活用した捜査を推進する必要がある。
 イ 盗品捜査等を推進して被疑者の割り出しに努めるとともに、他県との連携を強化し、重要窃盗犯検挙を推進する必要がある。

(2) 特殊詐欺の徹底検挙

ア 被害認知時においては、被害金交付形態に応じ、手交型及び送付型事案では積極的なだまされた振り作戦による受け子等の検挙を徹底するとともに、送付型事案では被害金送付先の捜索差押えを推進する必要がある。
 イ 検挙した被疑者の供述や押収資料の分析、警察全部門における情報収集を徹底し、警察の総合力を発揮して実態を解明の上、犯行拠点や組織中枢を摘発する必要がある。
 ウ 携帯電話、預貯金口座、私設私書箱等の犯行ツールの供給を遮断して無力化し、犯行グループ自体を弱体化させるため、被害届や被害相談の受理時には、犯行使用電話の契約者確認の求め及び各種解約依頼等を迅速・確実に行い、その無力化措置

を徹底する。

また、悪質なレンタル携帯電話事業者を検挙するとともに、携帯電話事業者に役務提供及び改番を拒否するよう働き掛ける必要がある。

(3) 薬物事犯の徹底検挙

薬物事犯の取締り、薬物の危険性・有害性に関する広報啓発活動等により、薬物の供給の遮断及び需要の根絶を図るなど、総合的な対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 重要犯罪・重要窃盗犯の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 重要犯罪の検挙の推進

重要犯罪の検挙率は、平成17年以降70%を超え、全国平均を上回っている。

罪種別の検挙率は、殺人100%、強盗100%、放火100%、強姦116.7%、強制わいせつ69.1%となっている。

平成27年中の検挙事例

- 七尾市本府中町地内における持凶器強盗事件（4月検挙：七尾署）
作業員の男（30）は、駐車車両の運転手女性を模造刀を示して脅迫し、現金を強取した。
- 白山市内における男性殺人・死体遺棄事件（5月検挙：白山署）
会社役員の男（38）らは、知人男性を鉄パイプ等で殴打するなどして殺害し、その死体を遺棄した。
- 金沢市無量寺5丁目地内コンビニエンスストアにおける持凶器強盗未遂事件（5月検挙：金沢西署）
無職の男（68）は、店内に侵入し、工具様の凶器を店員に示して金品を強取しようとしたが、店員に抵抗されて何も奪えず逃走した。
- 金沢市黒田地内における非現住建造物等放火事件（8月検挙：金沢西署）
無職の女（30）は、産廃用コンテナ内に火を放ち、車庫に燃え移らせて焼損させた。
- 羽咋郡志賀町地内コンビニエンスストアにおける持凶器強盗事件（11月検挙：羽咋署）
無職の男（39）は、店内に侵入し、包丁様の凶器を店員に示して商品を強取し、逃走した。

イ 重要窃盗犯の検挙の推進

重要窃盗犯の検挙率は59.0%で、全国平均を上回っており、住宅を対象とした空き巣の検挙率が78.6%、居空きが57.1%、事務所荒しが45.9%であった。

平成27年中の検挙事例

- 窃盗前歴者による金沢市西部地区を中心として一般民家に侵入する忍込み事件（4月検挙：金沢西署）
派遣社員の男（36）は、金沢市西部地区等の一般民家に侵入し、金品を窃取する忍込みを繰り返した。
- 職業的窃盗常習者による金沢市内及び近郊における飲食店等対象の連続出店荒し事件（6月検挙：金沢中署）
従業員の男（31）は、金沢市内及び近郊の飲食店等に侵入し、金品を窃取する出店荒し

を繰り返した。

- 職業的窃盗常習者による連続空き巣事件（9月検挙：金沢中・金沢西署合同）
無職の男（36）は、北陸三県内のアパート居室等に侵入し、金品を窃取する空き巣を繰り返した。
- 窃盗常習者による連続車上ねらい事件（9月検挙：津幡・金沢西・金沢東・小松署合同）
無職の男（49）らは、石川・富山両県下において車内から金品を窃取する車上ねらいを繰り返した。
- 窃盗常習者による連続忍込み事件（9月検挙：金沢中・金沢西署合同）
解体工の男（20）は、金沢市内の民家等に侵入し、金品を窃取する忍込みを繰り返した。

ウ 特殊事件への対応力の強化

身の代金目的誘拐事件及び人質立てこもり事件等の発生に備え、被害者の安全確保と被疑者を検挙するための捜査訓練等を反復実施して、練度向上に努めた。

(2) 今後の課題

ア 未解決重要事件の検挙の推進

- 金沢市久安地内アパートにおける独身男性殺人事件
（平成20年6月30日捜査本部設置：捜査第一課・金沢中署）
- ローソン加賀桑原町店における強盗殺人事件
（平成22年11月3日捜査本部設置：捜査第一課・大聖寺署）

イ 重要窃盗事件の検挙の推進

警察本部と警察署が連携を強化し、発生状況の分析等により、被疑者の早期割り出し等を推進するとともに、住宅対象侵入窃盗の防犯対策を強化する必要がある。

2 特殊詐欺を始めとした知能犯罪等の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策の推進

特殊詐欺の認知件数は、平成16年をピークに減少傾向であったものの、平成23年から増加に転じ、平成27年は前年を大幅に上回る150件、約4億9,200万円の被害となった。

【特殊詐欺認知状況の推移】

区分	年別		平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
			件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額	件数	被害額
振り込め詐欺	オレオレ詐欺	件数	27(3)	13	18	3	5(1)	9	9(1)	4	18(3)	42(6)	+24	+133.3
		被害額	5,021	2,346	4,558	860	161	1,098	1,564	800	5,927	13,290	+7,363	+124.2
	架空請求詐欺	件数	30	30	52	36(8)	27(1)	11	18(2)	22(1)	50(1)	57(5)	+7	+14.0
		被害額	2,615	2,108	3,845	3,136	2,939	916	3,869	9,168	23,666	15,636	-8,030	-33.9
	融資保証金詐欺	件数	77	50	52	11	3	10	8	9	9	1	-8	-88.9
		被害額	4,917	4,793	3,569	531	27	1,205	853	871	1,607	80	-1,527	-95.0
還付金等詐欺	件数		9	40(2)			8	2	3	4	29	+25	+625.0	
	被害額		789	3,788			622	131	499	342	1,930	+1,588	+464.3	
小計	件数	134(3)	102	162(2)	50(8)	35(2)	38	37(3)	38(1)	81(4)	129(11)	+48	+59.3	
	被害額	12,553	10,036	15,760	4,526	3,126	3,841	6,417	11,338	31,542	30,936	-606	-1.9	
振り込め詐欺類似詐欺	件数						9	25(2)	37(2)	14(1)	21	+7	+50.0	
	被害額						14,090	17,291	20,422	7,791	18,282	+10,491	+134.7	
合計	件数	134(3)	102	162(2)	50(8)	35(2)	47	62(5)	75(3)	95(5)	150(11)	+55	+57.9	
	被害額	12,553	10,036	15,760	4,526	3,126	17,931	23,707	31,759	39,333	49,218	+9,885	+25.1	

注1：()は、未遂の件数で内数。被害額単位：万円

注2：被害額は、四捨五入のため、被害額を合算しても小計及び合計とは一致しない。

注3：特殊詐欺等検挙状況は24頁の表を参照

平成27年中の検挙事例

- 証券投資の名義貸しに絡む手続費用名下の特殊詐欺未遂事件（4月検挙：津幡署）
大学生の男（19）は、証券取引に関する名義貸しによるトラブル解消及び返金手続費用名下に、女性から300万円をだまし取ろうとした。
- 孫をかたった鞆紛失名下のオレオレ詐欺未遂事件（5月検挙：白山署）
犯罪組織の一員である無職の男（22）は、孫の上司を装い、孫が紛失した鞆に商売上の取引に必要な現金等が入っていたとして、女性から現金100万円をだまし取ろうとした。
- 銀行協会職員・警察官をかたる架空請求詐欺事件（7月検挙：金沢西署）
犯罪組織の一員である無職の男（29）は、銀行協会職員等をかたり、預金の不正払い出し防止名下に、高齢女性から現金300万円をだまし取った。
- 医療関係会社への投資金名下の特殊詐欺未遂事件（7月検挙：小松署）
犯罪組織の一員である無職の男（35）は、医療関係会社への投資金名下に、高齢女性から現金1,000万円をだまし取ろうとした。
- 孫をかたった鞆紛失名下の広域特殊詐欺事件（9月検挙：金沢中署）
犯罪組織の一員である飲食店店員の男（26）は、孫の上司の息子をかたり、孫が紛失した鞆の中に商売に必要な手形等が入っていたとして、女性から現金2,000万円をだまし取った。
- 息子をかたった横領金補填名下の特殊詐欺未遂事件（10月検挙：大聖寺署）
犯罪組織の一員である無職の女（24）は、弁護士事務所の事務員をかたり、息子が会社の金に手をつけて補填しなければ警察に逮捕されるなどとして、被害女性を東京都内までおびき出し、現金500万円をだまし取ろうとした。
- 老人ホーム入居権に絡むトラブル解決名下の特殊詐欺事件（12月検挙：羽咋署）
犯罪組織の一員である建設作業員の男（49）及びアルバイト男性（65）は、老人ホーム入居権の名義貸しのトラブル解決名下に、女性から現金200万円をだまし取った。

イ 政治的・構造的不正の追及の強化

統一地方選挙において、警察本部及び関係警察署に選挙違反取締本部を設置し、組織的な取締りを推進するとともに、署捜査員に対し情報収集、情報集約についての指示・教養をした。

また、政治・行政・経済をめぐる構造的な不正事案に対する捜査を実施した。

平成27年中の検挙事例

- 店舗管理システム会社員による架空水増し請求詐欺事件（1月検挙：白山署）
会社員の男（54）らは、勤務先の会社に対し、店舗管理システムに関連する機器取り付け工事代金名下に架空水増しした請求書を提出し、現金総額約3,800万円をだまし取った。
- 認知症男性の資産詐取目的の電磁的公正証書原本不実記録・同供用、詐欺事件（2月検挙：金沢中署）
無職の女（65）は、知人男性が認知症で心神耗弱であることに乗じ、不実の婚姻届を提出した上、現金総額2,356万円をだまし取った。
- 当選候補者運動員等による買収（供応接待）事件（5月検挙：金沢中・小松署・捜査第二課合同）

運動員の男（68）らは、選挙人31人に対し、候補者のための投票及び投票取りまとめ等の選挙運動をすることの報酬として、1人当たり5,660円相当の酒食の供応接待をした。

- パチンコ店店長による業務上横領事件（5月検挙：白山署）
パチンコ店店長の男（39）は、勤務先のパチンコ店において、同店の売上金から総額1,510万円を着服した。
- リフォーム代金の損失補填や預かり金名下等による詐欺未遂事件（7月検挙：津幡署）
建築業の男（31）は、宝飾品の売却依頼名下で金製ネックレス1個をだまし取るとともに、リフォーム代金の損失補填をするために一時金が必要であるなどと嘘を言って、現金をだまし取ろうとした。
- 生産設備機器製造会社員による貴金属仕入発注に係る背任事件（8月検挙：白山署）
会社員の男（53）は、仕入れる必要のない貴金属を自社で発注し、納品された貴金属を売却するとともに、貴金属代金約53万円を同社に負担させ、損害を与えた。
- 交通示談金名下の詐欺事件（11月検挙：金沢中署）
無職の男（65）は、交通事故を仮装し、運転手女性から治療費等交通示談金名下に現金をだまし取った。

(2) 今後の課題

ア 振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺対策の推進

- (ア) 特殊詐欺の撲滅に向け、本犯等を検挙するための基礎捜査を徹底するとともに、だまされた振り作戦による現場検挙、突き上げ捜査等を推進する必要がある。
- (イ) 新たな手口に対する取締り・予防活動を推進する必要がある。
- (ウ) 官民一体による予防・検挙活動及び被害者層に応じた効果的な広報啓発活動を更に推進する必要がある。

イ 政治的・構造的不正の追及の強化

情報収集の徹底のほか、警察官の大量退職に伴うベテラン捜査員の減少に対処するため、捜査手法の伝承等による若手捜査員の早期戦力化等、知能犯捜査力の底上げを図る必要がある。

3 危険ドラッグを始めとする薬物犯罪に重点を置いた組織犯罪の徹底検挙

(1) 推進状況

ア 危険ドラッグを始めとする薬物犯罪の徹底検挙

薬物犯罪の検挙件数119件、検挙人員は81人であった。そのうち危険ドラッグ事犯（指定薬物）の検挙人員は4人で、前年と同数であった。

全薬物事犯の検挙人員の約8割が覚せい剤取締法違反によるものであり、依然として、覚醒剤の蔓延がうかがえる。

平成27年中の検挙事例

- カナダからの航空郵便による麻薬密輸入事件（4月検挙：小松署）
無職の男（31）は、自己使用の目的でカナダから航空郵便を利用して麻薬を密輸入した。
- イギリスからの航空郵便による麻薬密輸入事件（4月検挙：金沢東署）
会社員の男（42）は、自己使用の目的でイギリスから航空郵便を利用して麻薬を密輸入した。
- 覚醒剤密売人らによる組織的覚醒剤密売事件（9月検挙：小松・金沢中署・組織犯罪対策課合同）

覚醒剤密売人（55）らは、無職の女性（52）ら多数の顧客に対して覚醒剤を密売した。

- 飲食店従業員による覚醒剤営利目的譲渡・所持事件（10月検挙：金沢中署）
飲食店従業員の男（42）は、工員の男（35）に対して覚醒剤を有償譲渡し、さらに、自宅内において営利目的で覚醒剤を所持した。
- 会社員らによる大麻営利目的所持事件（11月検挙：大聖寺署）
会社員の男（33）、建設作業員の男（34）らは、それぞれの自宅において営利目的で大麻を所持した。

イ 銃器犯罪の徹底検挙

銃器事犯の検挙人員は3人で、前年に比べ2人（200.0%）増加した。
押収拳銃丁数は旧軍用拳銃2丁を含む5丁で、前年に比べ4丁増加した。

ウ 暴力団排除活動の推進と暴力団犯罪の徹底検挙

金沢市幹部職員に対する行政対象暴力排除講習や自治体及び企業に向けた暴力団対策講習を実施するなど暴排活動を推進した。
暴力団構成員等の検挙人員は106人で、前年に比べ1人（1.0%）増加した。

【暴力団構成員等の罪種別検挙状況の推移】

罪種別	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
		検挙件数	検挙人員										
総数	検挙件数	396	591	435	317	272	292	203	135	144	117	-27	-18.8
	検挙人員	176	171	131	152	119	121	83	91	105	106	+1	+1.0
暴行	検挙件数	9	15	9	14	9	9	6	5	14	4	-10	-71.4
	検挙人員	8	11	8	12	8	7	4	4	13	4	-9	-69.2
傷害	検挙件数	25	22	20	25	21	16	13	4	6	6	±0	±0
	検挙人員	25	26	21	28	22	18	13	6	5	6	+1	+20.0
恐喝	検挙件数	54	7	5	4	6	3	5	3	3	5	+2	+66.7
	検挙人員	21	5	6	3	7	3	4	3	6	4	-2	-33.3
賭博	検挙件数	1	17	3	0	0	4	2	2	0	0	±0	-
	検挙人員	8	17	10	1	0	6	2	9	0	0	±0	-
窃盗	検挙件数	145	417	306	131	152	177	116	44	14	15	+1	+7.1
	検挙人員	27	23	14	21	25	23	19	8	7	8	+1	+14.3
その他 刑法犯	検挙件数	74	44	40	85	31	29	40	27	30	44	+14	+46.7
	検挙人員	34	34	36	45	22	25	27	31	23	48	+25	+108.7
覚醒剤	検挙件数	40	29	22	31	29	43	11	35	54	30	-24	-44.4
	検挙人員	23	19	17	21	18	28	9	21	35	26	-9	-25.7
銃刀法	検挙件数	12	1	4	1	3	0	0	2	0	2	+2	-
	検挙人員	7	1	1	0	1	0	0	1	0	1	+1	-
その他 特別法犯	検挙件数	36	39	26	26	21	11	10	13	23	11	-12	-52.2
	検挙人員	23	35	18	21	16	11	5	8	16	9	-7	-43.8

平成27年中の検挙事例

- 暴力団会長らによる組事務所不正登記事件（1月検挙：金沢東・金沢中・金沢西・白山署、組織犯罪対策課合同）
山口組傘下組織会長（66）ら4人は、金沢市内の組事務所に架空の不動産管理会社を設立したように装い、虚偽の会社設立登記申請書等を法務局に提出し、登記させた。
- 暴力団構成員による口座開設詐欺事件（3月検挙：金沢中署）
山口組傘下組織組員（28）は、野々市市内の金融機関に対して、暴力団員であることを秘して口座開設を行い、通帳1通をだまし取った。
- 暴力団幹部らによる口座開設詐欺事件（10月検挙：金沢東署・組織犯罪対策課合同）
山口組傘下組織幹部（47）ら2人は、金沢市内の金融機関に対して、暴力団員であるこ

とを秘して口座開設を行い、通帳2通をだまし取った。

エ 国際犯罪の徹底検挙

来日外国人^(注) 犯罪の検挙人員は39人で、前年と同数であった。

注：来日外国人とは、我が国にいる外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住権を有する者等）、在日米軍関係者及び在留資格不明の者以外の者をいう。

平成27年中の検挙事例

- ベトナム人による外国人登録証明書偽造事件（1月検挙：大聖寺署）

不法残留のベトナム人の男（29）は、アパートの賃貸契約に際し、偽造した外国人登録証明書を行使した。

- 中国人ラウンジにおける中国人ホステス等による偽装結婚事件（6月検挙：金沢中署・組織犯罪対策課合同）

金沢市内の繁華街で営業する中国人ラウンジで稼働する中国人ホステス（43）及び夫役の日本人の男（63）は、長期在留資格を取得するため、ブローカーを介して、虚偽の婚姻届等を提出した。

(2) 今後の課題

ア 危険ドラッグを始め、あらゆる薬物犯罪対策のため、関係機関との連携を図るとともに、条例を含めた各種法令を駆使した取締りと積極的な広報啓発活動を推進する必要がある。

イ 暴力団の関係企業や共生者等を含めた実態解明、資金獲得犯罪の検挙、犯罪収益の剥奪による資金源対策等を推進するとともに、暴力団対策法^(注)及び石川県暴力団排除条例を効果的に運用するなど、社会全体による暴力団排除活動を推進する必要がある。

ウ 犯罪のグローバル化に対応するため、情報の集約・分析・共有による実態解明と取締りを推進するとともに、関係機関と連携して各種制度やサービス等が犯罪に悪用されにくい環境づくりを推進する必要がある。

注：暴力団対策法とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」をいう。

4 変容する捜査環境への的確な対応

(1) 推進状況

ア 各種情報分析支援の効果的推進

犯罪手口等各種登録データ・犯罪関連情報を総合的に分析した被疑者割り出し、地理的プロファイリングによる拠点推定、次回犯行警戒エリア・路線等の各種捜査情報を提供するなどの捜査支援を推進した。

また、各種捜査関係基礎資料を捜査情報システムに反映させるとともに、警察署への巡回指導や捜査員対象の研修会の開催等を通じて、効果的な活用とデータの適正管理について指導教養を実施した。

イ 初動捜査における客観的証拠資料収集活動の強化

(ア) 現場鑑識活動による客観的証拠資料の採取状況

現場指掌紋採取件数は3,042件で前年に比べ203件増加し、現場指掌紋による確認件数は355件で前年に比べ22件増加した。

(イ) 鑑識活動による検挙事件等

- 死体遺棄事件～現場指掌紋、DNA型鑑定による被疑者の犯行裏付け（白山署）
 - レンタルビデオショップを対象とした連続万引き事件～現場指掌紋からの被疑者の割り出し（金沢中、金沢東、小松、白山署）
 - 空き巣事件～現場指掌紋からの被疑者の割り出し（金沢西署）
 - 忍込み事件～現場指掌紋からの被疑者の割り出し（金沢西署）
 - ベトナム人によるドラッグストアを対象とした連続万引き事件～現場指掌紋からの被疑者の割り出し（金沢中署）
 - 神社を対象とした侵入窃盗事件～現場指掌紋からの被疑者割り出し（白山署）
 - 自動車盗事件～現場指掌紋からの被疑者割り出し（津幡署）
- (ウ) 客観的証拠資料収集活動強化のための取組事例
- 鑑識部門の人的基盤強化のための「次世代鑑識専務員育成制度（ネクスト）」の実施
 - 各種専科生、刑事実戦塾生、初任科生等に対する実戦的鑑識教養の実施
 - 鑑識課長、科学捜査研究所長、鑑識伝承教養官等による巡回指導及び機動鑑識班による交番・駐在所員に対する出前教養の実施
 - 鑑識業務研究発表会の実施
 - 鑑識専科における実戦的鑑識教養の実施
 - 鑑識上級検定の実施
- (エ) 現場鑑識活動強化月間（6月・10月）の実施



【捜査用似顔絵作成講習会】

ウ 科学捜査の積極的推進と各種捜査手法の活用

科学捜査研究所における鑑定資料数は、法医が3,082点で前年に比べ203点増加し、化学が1,471点で前年に比べ286点減少、物理が193点で前年に比べ346点減少、心理が12点で前年に比べ25点減少、文書が134点で前年に比べ72点増加した。

そのうち法医部門におけるDNA型鑑定資料数は2,993点で前年に比べ368点減少し、物理部門における防犯カメラ等画像鑑定は24点で前年に比べ13点増加した。

DNA型データベースについては、積極的な登録や照会によって、検挙した被疑者の余罪捜査や、遺留DNA型記録からの被疑者割り出し等に貢献した。

また、巡回教養、科捜研関係セミナーの開催等により、科学捜査の積極的活用を図った。

【DNA型鑑定実施状況の推移】

区分	年別										
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減
DNA型鑑定実施件数	148	213	272	356	298	282	207	201	398	420	+22
DNA型鑑定資料数	735	868	1,613	1,779	1,577	3,223	2,654	1,482	3,361	2,993	-368
DNA型データベース登録件数	80	158	183	295	368	1,020	1,328	819	1,269	1,590	+321

エ 公判を見据えた録音・録画の適切な試行

対象事件について、原則として取調べの全過程を録音・録画するため試行実施しているが、適正な実施に資するため、警察署における録音・録画指導員を指定したほか、警察署に対する実戦的巡回教養を行った。

また、警察庁等から講師を招へいし、録音・録画下での取調べに関する教養を行

ったほか、設置型録音・録画装置を県下6署に配備し、機器の充実を図った。

オ 捜査能力向上のための人的基盤の整備

若手捜査員の早期戦力化を図るため、新任捜査員研修会や刑事養成塾等の研修を実施したほか、新任刑事育成プログラムによる実務を通じた実戦的教養を行った。

また、各種専科教養、適正捜査に関する巡回教養等を実施した。

(2) 今後の課題

ア 各種情報分析支援の効果的推進

プロファイリング技術の高度化及び捜査情報システムの活用を一層推進する必要がある。

また、最近の複雑かつ多様化した犯罪に対応するため、防犯カメラ画像や犯罪現場に残された微細・微量な捜査資料を正確かつ迅速に収集・分析・鑑定して、捜査に的確に反映させるため、必要な各種資機材の整備・習熟に努める必要がある。

イ 初動捜査における客観的証拠資料収集活動の強化

(ア) 客観的証拠を重視した捜査の確立

裁判員裁判制度の導入、国民意識の変化等により、客観的証拠による立証がますます重要となっており、十分な現場臨場体制と鑑定体制を確立するため

- 鑑識専務員及び鑑識専務代行員の技術の向上
- 「次世代鑑識専務員育成制度」による将来の若手鑑識専務員の育成及び有能な人材の鑑識部門への登用
- 現場指掌紋の確認件数及び確認率の向上
- DNA型鑑定資料の採取及びDNA型登録の推進

を図る必要がある。

(イ) 採取資料の適正な保管・管理の徹底

犯罪現場から採取した資料は、紛失・滅失・混同の防止に配慮するなど適正な保管・管理に徹する。

ウ 科学捜査の積極的推進と各種捜査手法の活用

客観証拠が重視される中、DNA型鑑定が犯罪捜査で更に威力を発揮するためには、量より質への転換を図り迅速かつ効果的な鑑定を行う必要がある。

エ 公判を見据えた録音・録画の適切な試行

取調べの録音・録画は、公判における供述の任意性、信用性の立証に有用であることから、一層積極的な実施に取り組む必要がある。

オ 捜査能力向上のための人的基盤の整備

警察官の大量退職に伴い、若い捜査員が多数任用されていることから、捜査力の維持、向上を図るため、伝承教養を始めとした各種教養等により、体系的に捜査技能が伝承されるよう、更に取組を進める必要がある。

5 適正捜査の推進

(1) 推進状況

ア 基本にのっとり捜査の徹底と不適正事案の絶無

警察本部及び警察署の全捜査員を対象に、適正捜査に関する巡回教養を実施したほか、各種研修会や実戦塾等の開催、さらに、専科・任用科教養等を通じて周知徹

底を図った。

イ 被害届、告訴・告発等の迅速・確実な受理と対応の徹底

巡回教養において、全捜査員に対し、被害届や告訴・告発の確実な受理等を徹底したほか、告訴・告発センターにおける相談段階からの適切な対応の推進を図った。

ウ 証拠品、捜査資料の保管・管理の徹底

適正捜査に関する巡回教養において、証拠の重要性に関する教養を実施したほか、刑事企画課指導官による業務指導を実施し、証拠品紛失等の絶無を図った。

エ 適正な検視業務の推進

検視官の臨場率は95.5%で、前年に比べ5.9ポイント増加し、犯罪死の見逃し防止に努めた。

また、「警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律」等の施行に伴い

- 警察署の検視担当者等に対する巡回教養
- 画像（CT）検査、薬物検査キット等の積極的活用等を行った。

【死体取扱数及び検視官臨場率の推移】

区分 \ 年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
											件数	率(%)
県下の死体取扱数	1,120	1,179	1,302	1,267	1,362	1,351	1,360	1,304	1,253	1,280	+27	2.2
臨 場 率	16.6%	16.2%	14.2%	36.8%	55.7%	79.3%	82.9%	85.6%	89.6%	95.5%		

(2) 今後の課題

ア 基本にのっとり捜査の徹底と不適正事案の絶無

警察捜査に対する県民の信頼を確保するため、継続して適正な捜査指揮や捜査上の不適正事案の絶無を目指した指導教養を推進する必要がある。

イ 被害届、告訴・告発等の迅速・確実な受理と対応の徹底

県民の立場に立った被害届等の受理及び処理等を徹底するため、引き続き指導教養を推進する必要がある。

ウ 証拠品、捜査資料の保管・管理の徹底

捜査資料の組織的管理及び証拠品の適正な取扱い、保管等について、更に徹底する必要がある。

エ 適正な検視業務の推進

検視官の適切な検視現場への臨場や警察署検視担当者の検視実務能力の向上に向けた取組を継続する必要がある。

重点目標 5 交通死亡事故抑止等による安全な交通社会の実現 (交通部)

[背景と施策の方向]

「第9次石川県交通安全計画」に基づく総合的な交通事故抑止対策を推進した結果、平成26年の交通事故発生件数及び負傷者数は、平成18年以降9年連続で減少したほか、死傷者数は4,901人で、同計画に掲げられている「平成27年までに年間の死傷者数を5,600人以下」の目標を前年に引き続き達成するとともに、昭和42年以来、47年ぶりに5,000人を下回った。

さらに、平成26年は、「交通事故死者数過去最少を目指して」をキャッチフレーズに各種交通死亡事故抑止対策を推進した結果、死者数は55人で前年に比べ6人減少したものの、過去最少を記録した平成23年及び24年の44人未満には至らなかった。

平成27年は「第9次石川県交通安全計画」の最終年であり、引き続き「交通事故死者数過去最少を目指して」をキャッチフレーズに、依然として交通事故死者に占める割合が高い高齢者に重点を置いた交通安全教育、幹線道路及び主要交差点における街頭活動、多角的な交通事故分析に基づく交通指導取締り、交通環境の整備等、先制的かつ効果的な交通死亡事故抑止対策を一層強力に推進する必要がある。

また、北陸新幹線金沢開業を機に交流人口や交通量が増加していることから、交通ルールの遵守と交通マナーアップを呼び掛け、県民一人一人の交通安全意識の高揚を図るとともに、自治体、関係機関・団体等と連携した交通安全活動を展開するなど、県民総ぐるみで安全な交通社会を実現する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 先制的かつ効果的な交通死亡事故抑止対策を強化するとともに、県民の交通安全意識を高揚させ、県民総ぐるみで安全な交通社会を実現する。

2 成果

交通事故死者数は46人で、前年に比べ9人(-16.4%)減少するとともに、発生件数及び負傷者数は、平成18年以降10年連続で減少した。

また、死傷者数は4,538人で、「第9次石川県交通安全計画」に掲げた「平成27年までに年間の死傷者数を5,600人以下」の目標を平成25年以降3年連続で達成した。

【交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別	昭47	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
													件(人)数	率(%)
発生件数(件)		8,532	7,948	7,438	6,769	6,320	6,037	5,544	5,156	4,639	4,074	3,791	-283	-6.9
死傷者数(人)		11,908	9,929	9,289	8,343	7,710	7,787	6,721	6,186	5,599	4,901	4,538	-363	-7.4
死者数(人)		183	65	59	56	54	64	44	44	61	55	46	-9	-16.4
負傷者数(人)		11,725	9,864	9,230	8,287	7,656	7,223	6,677	6,142	5,538	4,846	4,492	-354	-7.3

注：昭和47年の交通事故死者数183人は過去最多

3 今後の課題

交通事故死者数は、前年に比べ減少したものの、過去最少を記録した平成23年及び24年の44人を上回ったことから、交通事故死者数過去最少を目指して、高齢者対策を始め、自転車利用者対策、交通指導取締り、交通環境の整備等各種対策を展開し、交通死亡事故を抑止する必要がある。

重点推進事項の検証

1 交通事故死者数過去最少を目指した交通事故防止対策等の推進

(1) 推進状況

ア 交通事故分析の高度化及び分析の成果を活用した緻密な交通安全対策の推進

過去の交通事故発生状況の詳細かつ具体的な分析結果を踏まえ、パトカー、白バイ等による「見える・見せる」街頭活動や高齢者の保護・誘導等「呼び掛ける」活動等各種交通安全対策を推進した。

また、薄暮時間帯における歩行者の死亡事故が増加傾向にある10月中に、歩行者事故防止キャンペーン期間を設け、交通死亡事故抑止を図った。

平成27年中の交通死亡事故の主な特徴			
○ 高齢被害者(65歳以上)の割合が高い	33人	(前年比-2人)	構成率71.7%
○ 1当高齢者による死亡事故が増加	19人	(前年比+7人)	構成率41.3%

イ 良好な自転車交通秩序の実現のための総合対策の推進

(ア) 自転車通行環境の整備

良好な自転車の通行環境を実現するため、国、県等の道路管理者と連携し、県内の実情を踏まえた自転車走行空間の整備を推進した。

(イ) 自転車利用者に対するルールの周知と交通安全教育の推進

自転車ルール・マナー検定や広報啓発チラシ等を活用し、自転車の交通ルール、自転車違反者講習制度の概要、事故の加害者になった場合の責任の重大性等を理解してもらう交通安全教育等を推進したほか、自転車利用者へヘルメット着用を促すなど被害軽減対策を推進した。

(ウ) 教育機関、企業等における交通安全教育の推進

小学校、中学校及び高等学校における自主的な自転車安全教育の実施等について、学校や教育委員会等に要請したほか、大学等教育機関、企業等における交通安全教育を促進した。

【自転車交通事故発生件数・死者数・負傷者数の推移】

区分	年別											増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件(人)数	率(%)	
発生件数(件)	1,133	1,196	1,159	1,028	905	737	660	576	562	473	-89	-15.8	
死者数(人)	8	3	9	8	10	5	5	8	8	6	-2	-25.0	
負傷者数(人)	1,127	1,208	1,162	1,030	902	736	659	568	558	466	-92	-16.5	

(エ) 自転車に対する指導取締りの強化

毎月10、20、30日を自転車街頭指導の強化日に指定し、「自転車指導啓発重点

地区・路線」を中心に、悪質、危険な違反者に対する指導警告活動を推進した。

【自転車運転者に対する指導警告件数の推移】

年 別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
											件数	率(%)
指導警告件数	24,642	32,912	29,306	27,310	22,739	18,917	20,504	12,047	6,387	5,163	-1,224	-19.2

(オ) 関係機関等との連携

自治体、学校、教育委員会、道路管理者、自転車関係団体等と連携し、自転車の交通安全教育、環境整備、広報啓発活動等を推進した。

ウ 交通安全教育等の推進

(ア) 高齢者・障害者等の交通事故防止対策の推進

各種教育用機材を活用した参加・体験・実践型の交通安全教育を推進するとともに、関係機関等と連携し、家庭訪問、街頭指導等を通して、歩行者の靴等への反射材貼付等の啓発活動を推進した。

【高齢者の交通事故死者数等の推移】

区分	年別											増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	人数	率(%)	
交通事故死者数	65	59	56	54	64	44	44	61	55	46	-9	-16.4	
高齢者の交通事故死者数	39	34	32	21	40	25	32	34	35	33	-2	-5.7	
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合(県内)	60.0	57.6	57.1	38.9	62.5	56.8	72.7	55.7	63.6	71.7	+8.1ポイント		
交通事故死者数全体に占める高齢者の割合(全国)	44.3	47.4	48.4	49.9	50.3	49.1	51.3	52.7	53.3	54.6	+1.3ポイント		

(イ) 子供等の交通事故防止対策の推進

幼児、児童及び学生に対して、発達段階に応じた交通安全教育等を推進するとともに、自治体、学校、教育委員会等と連携し、地域の交通実態を踏まえた交通安全教育を推進した。

また、4月には、新入学児童を守る交通安全キャンペーン強化期間を設け、登下校時における新入学児童の安全確保を図った。

(ウ) 飲酒運転等に係る県民の規範意識の確立

飲酒運転の危険性等を周知する交通安全教育や広報啓発活動を推進するとともに、「石川版ハンドルキーパー運動^(注)」の普及活動等飲酒運転根絶に向けた県民の規範意識の確立を図った。

(注)石川版ハンドルキーパー運動とは、自動車で仲間と飲食店等に行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、同人が酒を飲んだ仲間を安全に自宅や最寄りの駅まで送り届け、飲酒運転を防止する運動をいう(平成19年4月から実施)。

(エ) 交通事故実態等を踏まえた交通安全教育の推進

薄暮時・夜間における歩行者の交通事故防止対策として、「ライトアップいしかわ運動^(注)」を推進するとともに、靴等への反射材貼付の促進に努めた。

(注)ライトアップいしかわ運動とは、前照灯の上向き照射を積極的に活用し、交通上の危険を早期に発見、認識することにより、夜間の交通事故防止を図る運動をいう(平成25年12月から実施)。

(オ) シートベルト・チャイルドシートの着用・使用の徹底

全座席のシートベルトやチャイルドシートの着用・使用が徹底されるように、

2月中にシートベルト着用強化期間を設けるなど関係機関等と連携した広報啓発活動及び交通安全教育を推進した。

エ 高齢運転者対策の推進

(ア) 講習予備検査の適正な実施

75歳以上の高齢運転者に対する講習予備検査の適正な実施を図るため、検査状況の検証、運用の改善、高齢運転者及びその家族の心情に配慮した相談への対応等に努めた。

(イ) 効果的な高齢者講習の実施

高齢運転者の安全運転を支援するため、実車や運転適性検査器等を用いた高齢者講習を実施した。

(ウ) 高齢運転者支援の推進

高齢運転者に対して、法定の高齢者講習のほか、指定自動車教習所で高齢者ドライビングスクールを実施し、加齢に伴う身体機能の変化等の自覚を促し、交通安全意識の高揚を図るとともに、高齢運転者の自主活動組織結成に対する働き掛けや支援活動を推進した。

また、自治体等に対し、免許証返納者への現行の支援施策の拡充、新たな支援施策を要請するなど総合的な高齢運転者対策を推進した。

【運転免許保有者及び自主返納者の推移】

年 別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
											人数	率(%)
運転免許保有者	750,668	755,002	759,323	762,122	764,452	767,016	770,262	774,355	776,954	778,450	+1,496	+0.2
うち65歳以上	98,561	106,052	113,820	121,056	124,228	129,670	143,319	156,844	169,086	177,258	+8,172	+4.8
自主返納者	59	61	139	292	503	561	755	897	1,493	2,268	+775	+51.9
うち65歳以上	51	57	121	276	486	535	708	868	1,437	2,162	+725	+50.5

オ 交通事故抑止に資する交通指導取締りの推進

(ア) 交通事故分析に基づく交通指導取締り

限られた警察力で交通事故抑止に真に効果のある指導取締りを推進するため、「分析に基づく指導取締り方針の策定」「指導取締り方針に従った実行」「検証」「反映」等いわゆるPDCAサイクルにより組織的に管理し、交通事故に直結する悪質性・危険性の高い違反に重点を置いた取締りを推進した。

【交通違反取締り件数の推移】

違反種別	年 別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
												件数	率(%)
飲 酒 運 転		1,407	629	424	385	303	242	198	182	208	226	+18	+8.7
無 免 許 運 転		573	379	307	285	252	259	226	182	197	173	-24	-12.2
速 度 超 過		36,163	34,986	31,558	29,457	31,138	28,816	26,507	20,280	20,198	19,368	-830	-4.1
そ の 他 違 反		34,689	34,473	36,746	38,530	36,916	39,385	38,522	38,152	40,185	41,621	+1,436	+3.6
小 計		72,832	70,467	69,035	68,657	68,609	68,702	65,453	58,796	60,788	61,388	+600	+1.0
点 数 違 反		36,970	39,800	39,964	39,474	33,373	34,078	34,676	35,338	30,657	25,800	-4,857	-15.8
交通関係法令違反		309	271	249	157	207	164	115	97	128	121	-7	-5.5
合 計		110,111	110,538	109,248	108,288	102,189	102,944	100,244	94,231	91,573	87,309	-4,264	-4.7

(イ) 交通事故発生時の被害軽減対策の推進

交通事故発生時の被害軽減効果が高いシートベルトの着用及びチャイルドシートの使用に係る指導取締りを推進した。

【座席ベルト装着義務違反及び幼児用補助装置使用義務違反取締り件数の推移】

違反種別	年別											増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)	
シートベルト	36,699	39,541	39,675	39,083	32,765	33,021	33,268	33,221	28,497	23,504	-4,993	-17.5	
うち後部座席					5	429	1,901	792	680	1,169	+489	+71.9	
チャイルドシート	40	63	119	213	451	935	1,274	2,016	2,064	2,202	+138	+6.7	

(ウ) 飲酒運転の根絶に向けた取締りの一層の強化

飲酒運転の根絶に向け、特に飲酒運転の機会が多い年末年始、年度末、行楽期を始め、2月及び8月中に飲酒運転の取締り強化期間を設け、県下一斉の取締り等を行うとともに、飲酒周辺三罪等の検挙を視野に入れた捜査を徹底した。

【飲酒周辺三罪の検挙状況の推移】

違反種別	年別											増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)	
車両等提供罪		2	1	1	0	1	0	0	0	0	-	-	
酒類提供罪		0	0	0	1	0	0	0	1	1	-	-	
同乗罪		1	3	1	0	3	9	2	5	3	-2	-40.0	
合計	2	6	4	2	4	4	10	4	6	4	-2	-33.3	

【飲酒運転者による交通事故の推移】

区分	年別											増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件(人)数	率(%)	
発生件数(件)	61	46	49	58	42	30	26	29	34	26	-8	-23.5	
死者数(人)	0	2	0	4	3	2	0	0	1	1	-	-	
負傷者数(人)	95	63	68	78	56	41	37	37	44	35	-9	-20.5	

(エ) 危険ドラッグを使用した運転者に対する厳正な取締り

異常な運転行為については、危険ドラッグの使用の疑いがあることを念頭に、あらゆる法令の適用を視野に入れた捜査を推進した。

(オ) 交通機動隊の効果的な運用

交通死亡事故等の発生状況を踏まえ、警察署と交通機動隊とが連携して交通指導取締りを推進した。

カ 適正かつ緻密な交通事故事件捜査及び適切な被害者支援の推進

(ア) 適正かつ緻密な交通事故事件捜査の推進

交通事故発生当初から本部現場支援班と連携した組織的かつ迅速・的確な初動捜査を展開し、客観的な証拠等の収集を始めとする適正かつ緻密な捜査を推進した。

【ひき逃げ事件の発生・検挙状況の推移】

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
												件数	率(%)
死亡	発生	1	2	0	1	1	4	0	1	1	0	-1	-
	検挙	1	2	0	1	1	4	0	1	1	0	-1	-
重傷	発生	10	3	6	4	6	7	7	7	3	4	+1	+33.3
	検挙	7	1	5	4	4	7	6	5	1	4	+3	+300.0
軽傷	発生	39	47	41	26	19	15	16	27	19	32	+13	+68.4
	検挙	8	33	27	21	17	10	13	22	18	22	+4	+22.2
合計	発生	50	52	47	31	26	26	23	35	23	36	+13	+56.5
	検挙	16	36	32	26	22	21	19	28	20	26	+6	+30.0

(イ) 適切な被害者支援の推進

ひき逃げ、死亡事故等の捜査過程における被害者の二次的被害の防止等を図るため、被害者・遺族に対する被害者連絡を適時・適切に実施した。

キ 総合的な暴走族等対策の推進

関係機関・団体、警察各部門と連携した取締体制を構築し、あらゆる法令を駆使した取締りを徹底するなど無謀・暴走運転を許さない環境づくりに努めた。

【暴走族法令別違反検挙状況の推移】

区分	年別		平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
								件数	率 (%)
道 路 交 通 法		件数	21	64	35	19	18	-1	-5.3
		人員	21	61	33	21	18	-3	-14.3
刑 法 犯		件数	0	0	0	0	1	+1	—
		人員	0	0	0	0	1	+1	—
特 別 法 犯		件数	0	0	2	1	4	+3	+300.0
		人員	0	0	2	1	4	+3	+300.0
合 計		件数	21	64	37	20	23	+3	+15.0
		人員	21	61	35	22	23	+1	+4.5

ク 悪質・危険運転者対策等の推進

(ア) 常習飲酒運転者対策の推進

飲酒取消講習（43回112人）及び停止処分者講習における飲酒学級（21回35人）を実施した。

(イ) 迅速かつ確実な行政処分の推進

違反を繰り返す運転者や重大な交通事故を起こした運転者を道路交通の場から早期に排除するため、行政処分業務の管理を徹底し、違反登録に要する期間の短縮や長期未執行者の解消を図った。

(ウ) 迅速かつ的確な臨時適性検査等の実施

一定の病気等の疑いがある者に対する臨時適性検査等については、迅速に実施した。

【行政処分執行状況の推移】

区分	年別		平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
													件数	率 (%)
取 消 処 分 (件)		違反・事故	363	280	247	296	373	301	249	261	245	296	+51	+20.8
		一定の病気	1	5	11	15	9	9	26	29	65	86	+21	+32.3
		その他	25	18	15	11	9	4	4	1	8	5	-3	-37.5
停 止 処 分 (件)		違反・事故	7,117	6,040	4,619	4,021	3,987	3,726	3,047	2,607	2,507	2,452	-55	-2.2
		一定の病気	2	4	13	9	14	11	16	23	43	80	+37	+86.0
		その他	40	19	11	15	12	21	14	7	6	7	+1	+16.7

注：「その他」は、点数制度によらない処分（道路外致死傷、危険性帯有、重大違反戻し等）

ケ 運転適性相談等の確実な実施

(ア) 運転適性相談の実施体制の充実等

運転免許の更新窓口等に運転適性相談についての案内チラシを貼付するほか、県警ホームページにより周知を図った。

また、加賀市内で開催された「認知症研究会」で高齢者の運転免許に関する講演を行い、医師会等との連携を強化した。

(イ) プライバシー等に配慮した個別聴取の実施

病状申告者や運転適性相談者からの個別聴取時には、別室を利用するなどプライバシーの保護に努めた。

コ 関係団体及び交通関連事業者との連携と指導の強化

交通関係団体及び交通関連事業者との連携、指導を強化したところ、交通の安全及び円滑に資する活動が適正かつ積極的に行われた。

サ 大規模災害に備えた交通対策の推進

(ア) 交通規制計画に基づく各種訓練の実施

関係機関と緊密に連携し、緊急交通路の指定や緊急通行車両確認標章の交付等実践的訓練を実施した。

(イ) 災害に強い交通安全施設等の整備

災害発生時における住民の避難路や緊急交通路を的確に確保するため、交通監視カメラ等の整備を推進した。

シ 改正道路交通法の円滑な施行

(ア) 自転車利用者対策の推進

自転車違反者講習制度に関するチラシの配布、各種交通安全教室等、自転車の安全利用に関する広報啓発活動を推進した。

(イ) 一定の病気等に対する運転者対策の推進

一定の病気等により運転免許を取り消された場合、3年以内であれば再取得時の運転免許試験（適性試験は除く）は免除されること、及び取り消された免許を受けていた日から取り消された日までの期間と、再取得した免許を受けていた期間は継続されていたものとみなされることについて、手続の際、当該者にその旨を説明した。

(2) 今後の課題

ア 交通死亡事故抑止対策の推進

交通死亡事故を抑止するためには、高齢運転者対策を含め、依然として交通事故死者に占める割合が高い高齢者対策を重点として、多角的な交通事故分析に基づく街頭活動、交通指導取締り、交通安全教育、交通環境の整備等先制的かつ効果的な交通死亡事故抑止対策を一層強力に推進する必要がある。

イ 交通マナーアップ施策の推進

北陸新幹線金沢開業を機に交流人口の増加や交通の流れが変化したことを踏まえ、更なる交通ルールの遵守と交通マナーアップを呼び掛けることにより、県民の交通安全意識の高揚を図るとともに、自治体、関係機関・団体等と連携した交通安全活動を展開するなど県民総ぐるみで安全な交通社会の実現に向け、交通安全対策に取り組む必要がある。

2 安全で快適な交通環境の整備

(1) 推進状況

ア 交通安全施設等整備事業の重点的、効果的かつ効率的な推進

国の「社会資本整備重点計画^(注)」に基づき、交通安全施設等整備事業を重点的、効果的かつ効率的に推進し、老朽化した施設の着実な点検、更新に努めた。

(注) 社会資本整備重点計画とは、道路、交通安全施設、鉄道、空港等について国が重点的、効果的かつ効率的に推進する事業として法律に定めて推進している計画のことであり、警察の推進する事業としては、交通安全施設等整備事業がある。

イ 交通実態の変化等に即した交通規制の推進及び道路交通環境の更なる改善

道路整備、地域開発等による交通事情の変化を的確に把握し、総合的な対策を実

施するとともに、地域の交通実態、地域住民、道路利用者等の意見を踏まえ、最高速度、駐車、信号制御、交通事故発生状況等を勘案して、交通規制の見直しを推進した。

ウ 生活道路等及び通学路における交通安全対策の推進

「ゾーン30^(注)」の整備を推進するとともに、その他の生活道路、通学路等においても、一時停止規制、信号灯器のLED化等を推進したほか、自治体、教育委員会、学校、道路管理者等関係機関と連携し、歩行者や自転車利用者の安全確保を図った。

(注)ゾーン30とは、生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として、区域(ゾーン)を定めて30km/hの速度規制を実施するとともに、その他の安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や通過交通の抑制等を図る対策をいう。

平成27年12月末現在で19か所整備済み。

【交通信号機の高度化と信号灯器LED化の推進】

区分	年度別									
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27
信号機総基数	2,183	2,206	2,230	2,257	2,274	2,290	2,312	2,326	2,338	2,351
うち LED化整備数	44	46	73	89	99	93	120	112	55	62
LED化整備総数	204	250	323	412	511	604	724	836	891	953
LED化率(%)	9.3	11.3	14.5	18.3	22.5	26.4	31.3	35.9	38.1	40.5

エ 高度道路交通システム(I T S^(注1))の推進

交通管理のため、現場急行支援システム(F A S T^(注2))、公共車両優先システム(P T P S^(注3))等を効果的に運用するとともに、システムの設定見直し及び車両感知器等の管理を徹底し、的確な交通情報の収集・提供を推進した。

(注1) I T S (Intelligent Transport Systems) とは、情報通信技術を活用した道路交通に係るシステムの総称であり、「安全・安心」「環境・効率」「快適・利便性」を目指すための取組である。

(注2) F A S T (Fast Emergency Vehicle Preemption Systems) とは、緊急車両からの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものである。

(注3) P T P S (Public Transportation Priority Systems) とは、路線バスからの情報を光ビーコンで受信し、優先的に通行できるように青色信号の延長や赤色信号の短縮を交通管制センターで自動的に行うものである。

オ 環境対策の推進

自動車からの二酸化炭素排出削減を図るため、交通状況に応じた信号運用、交通規制の改善等のほか、エコドライブの広報啓発活動を推進した。

カ 総合的な駐車対策の推進

悪質性、危険性、迷惑性の高い駐車違反に重点を指向した取締りを推進するとともに、駐車監視員による確認事務の適切かつ円滑な運用、悪質な運転者に対する責任追及を行ったほか、より合理的な駐車規制の実施に努めた。

【駐車違反取締り件数の推移】

年 別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増 減	
											件数	率 (%)
駐車違反	4,772	3,942	4,072	4,268	4,515	4,159	3,703	2,475	2,351	2,455	+104	+4.4

【放置違反金差押え滞納処分の推移】

年 度 別		平23		平24		平25		平26		平27	
件数(件)	人数(人)	2	2	17	8	8	7	6	6	2	2
金額(円)	延滞金(内数)(円)	52,800	(19,800)	336,600	(66,600)	184,100	(55,100)	129,100	(39,100)	38,100	(8,100)

キ 高速道路における諸対策の推進

道路管理者と連携して、交通死亡事故等の発生日点や多発区間等の共同点検を行うなど交通危険箇所の安全対策を推進するとともに、高速道路の安全利用を促進するための広報啓発活動を推進した。

(2) 今後の課題

ア 「ゾーン30」の推進

地域住民等の理解や道路管理者との連携の下、「ゾーン30」を整備し、生活道路における歩行者や自転車の安全性・快適性・利便性の向上を図っていく必要がある。

イ 自転車通行環境の整備

自転車利用者の交通ルールの無視、走行マナーの低下及び自転車の交通事故の現状を踏まえ、今後、道路管理者と連携の上、必要な区間において自転車通行環境の整備を行う必要がある。

ウ 交通安全施設等の計画的な整備

老朽化施設の更新を含め、交通安全施設等の整備を計画的に行う必要がある。

エ 最高速度規制の点検・見直し等の計画的な推進

道路整備等の交通事情の変化を的確に把握し、計画的な交通規制の見直しを図る必要がある。

重点目標 6 多様化する脅威と自然災害等の緊急事態への対策の推進 (警備部)

[背景と施策の方向]

国内外の不安定・不透明な社会情勢等を反映し、不満や不安を鬱積させ、暴力行為に至る集団等の出現が懸念されるほか、近年、国内外において政府機関等に対するサイバー攻撃が発生するなど、我が国の治安や安全保障が脅かされている。さらに、国際テロ情勢については、テロ組織と関わりのない個人がインターネット等を通じて過激化した「ローン・ウルフ」型のテロの危険性が指摘されているほか、平成27年2月1日にイスラム過激派組織、いわゆる I S I L (イラクとレバントのイスラム国) によって配信されたとみられる邦人を殺害したことを伝える動画の中では、日本政府を名指しした上で、今後も邦人を直接の標的とすることを示唆するなど、従来以上にテロの脅威が現実のものとなっている。

こうした厳しい情勢に加え、平成27年5月、県内において「第66回全国植樹祭」が開催され、警衛警備に万全を期す必要があるなど、治安に影響を及ぼし得る様々な事象に対して、幅広い情報収集・分析を行うとともに、違法行為には厳正な取締りを徹底するなど、県民の安全・安心を確保するため、引き続きテロを始めとする様々な脅威への各種対策を的確に推進していく必要がある。

また、今後も自然災害等の大規模災害の発生が懸念されることから、東日本大震災の教訓を踏まえ、引き続き危機管理体制や関係規程を不断に見直すほか、実効のある訓練や教養、更には自治体等関係機関・団体との緊密な連携等、突発的な緊急事態にも即応できるよう、真に機能する危機管理体制の再点検・再構築に向け、諸対策を推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- テロを始めとする様々な脅威への対策を的確に推進するとともに、自然災害等の緊急事態にも迅速・的確に対処できるよう、諸対策を推進する。

2 成果

- (1) 国内外の多様化する脅威に的確に対応するため、情報収集・分析、原子力発電所等の重要施設に対する警戒警備等、テロの未然防止に向けた警備諸対策を推進したほか、各種部隊の実戦的訓練等を実施して対処能力の向上を図った。
- (2) 平成27年5月、県内において開催された「第66回全国植樹祭」に際し、関係機関・団体と緊密に連携した事前対策や部隊活動等を推進し、警衛警備を完遂した。
- (3) 東日本大震災の教訓を踏まえ、危機管理体制の再構築を推進するため、緊急事態等の発生に備えた非常参集訓練を含む「石川県警察本部大震災初動対応訓練」や「解体予定建物を活用した災害救助訓練」を実施したほか、自治体等関係機関・団体と連携した「石川県防災総合訓練」に参加するなど、各種実戦的訓練等を通じて対処能力の向上を図った。

3 今後の課題

- (1) 世界各地でテロ事件が相次いで発生し、我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案等も発生するなど、依然としてテロの脅威は高い状況にあることから、テロの未然防止に向けた警備諸対策を推進するとともに、各種部隊の実戦的訓練を反復実施し、有事に即応し得る態勢の確立を図る必要がある。また、平成28年、我が国において開催される主要国首脳会議（伊勢志摩サミット）等に向け、警備諸対策を的確に推進する必要がある。
- (2) 国内の多数の機関、団体、事業者等でサイバー攻撃による情報窃取等の被害が発生するなど、サイバー空間の脅威は我が国の治安や安全保障に影響を及ぼしかねない問題となっていることから、民間事業者等と連携し、関連情報の収集・分析を行うとともに、各種教養・訓練等の実施により対処能力の向上を図る必要がある。
- (3) 今後も、災害対策検討委員会による組織横断的な検討を重ねながら、各種訓練等の結果の検証を踏まえた関係規程等の見直しを徹底し、危機管理体制の再構築を更に推進するとともに、自治体等関係機関・団体とより一層緊密に連携し、実戦的な訓練等を通じて災害警備計画等の実効性を高めるなど、盤石な危機管理体制を構築するための諸対策を推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 多様化する脅威への対応

(1) 推進状況

ア 情報収集・分析と捜査の徹底

変動する治安情勢を的確に対応するため、治安に影響を及ぼし得る様々な事象について幅広い情報収集・分析を行うとともに、情報の分析結果を各種警備実施や重要施設の警戒警備等の諸対策に活用するなどした。

また、北朝鮮による拉致容疑事案や拉致の可能性を排除できない事案について、捜査・調査を推進したほか、不法滞在関連事犯等の取締りを推進した。

イ 官民一体となったテロ対策の推進

爆発物原料販売事業者、生物剤・化学剤等取扱事業者等に対して個別訪問を行い、販売時における本人確認の徹底、盗難防止等の保管管理の強化、不審な購入者に関する通報要請等を行ったほか、旅館、インターネットカフェ、レンタカー等を営む事業者に対して不審情報の通報依頼等を行うなど、テロの未然防止を図った。また、化学物質を取り扱う学校等につき、施設管理者等と連携して保管管理の徹底等を促進した。

さらに、サイバー攻撃対策として、民間事業者等に対する個別訪問やサイバーテロ対策協議会を通じた情報提供等を実施し、官民の連携を強化することにより、サイバー攻撃による被害の未然防止及び発生時における対処能力の向上を図った。

ウ 精強な警備部隊による警戒警備の徹底

厳しい治安情勢を踏まえ、志賀原子力発電所に対する警戒警備を強化したほか、爆発物使用事案及びNBC事案への対処に資する装備資機材を整備・拡充するなどして、テロ対処能力の更なる強化を図った。

さらに、空港等の重要施設のほか、北陸新幹線金沢開業対策としてJR金沢駅等

の公共交通機関における警戒警備を強化するとともに、テロ等の発生を想定した実戦的訓練を実施して対処能力の向上を図った。

また、金沢港、七尾港、小松空港及び能登空港の国際海空港において、危機管理コアメンバー、保安委員会等の関係機関との連携の下、不測の事態に迅速・的確に対応するため、ハイジャック事件やテロリストの密入国等を想定した実戦的訓練を実施し、各種部隊の練度向上を図った。



【北陸新幹線におけるテロ対処訓練】

(2) 今後の課題

変動する治安情勢に的確に対応し、不測の事態が発生することのないよう、治安に影響を及ぼし得る様々な事象について必要な情報を幅広く収集・分析するとともに、各種違法行為の取締りや重要施設等の警戒警備を強化するなど、テロの未然防止に向けた警備諸対策を推進するほか、関係機関・団体と連携した共同訓練や管理者対策を推進し、官民一体となったテロ対策の充実強化を図っていく必要がある。

2 緊急事態対策の推進

(1) 推進状況

ア 災害に係る危機管理体制の再構築

東日本大震災の反省・教訓を踏まえ策定した規程や各種計画等について、災害発生時に真に機能するよう、引き続き検証と必要な改善に努め、危機管理体制の再構築を継続的に推進した。

イ 関係機関等との緊密な連携による諸対策の推進

平素から自治体、消防等関係機関・団体との緊密な連携、情報共有等により、災害危険箇所等を把握するとともに、関係機関との共同訓練や防災訓練等への参画を通じて連絡体制の確立に努めるなど、諸対策を継続的に推進した。

ウ 緊急事態等における対処能力の向上

緊急事態等が発生した際に迅速・的確に対応できるよう、各種計画等に関する指導教養を反復実施し、危機管理意識の更なる醸成を図った。また、初動態勢の確立に重点を置いた大震災初動対応訓練や解体予定建物を活用した災害救助訓練、装備資機材の習熟訓練等、実戦的かつ実効性のある訓練を継続実施し、関係機関・団体との連携強化と危機対処能力の向上を図った。



【解体予定建物を活用した災害救助訓練】

(2) 今後の課題

今後も、自然災害等緊急事態等の発生が懸念されることから、災害等発生時に迅速・的確に対応するため、対応マニュアル等の見直しを継続するとともに、関係機関・団体との更なる連携強化に努める必要がある。また、警察職員に対する教養・訓練を反復実施し、対処能力の向上を図るなど、真に機能する危機管理体制を構築する必要がある。

重点目標 7 警察力の充実強化と県民の立場に立った警察活動の推進

〔背景と施策の方向〕

警察の業務が広範なものとなっており、県民の多様なニーズに応えるためには、業務の合理化・効率化や人員の再配置を進め、限られた人員を最大限に有効活用するとともに、組織体制や装備等の警察力を充実強化するほか、女性の視点を組織運営に反映させ、時代の変化に応じた警察活動を推進する必要がある。

また、大量退職・大量採用が続く中、警察の組織力を維持するためには、真に警察官たるにふさわしい能力と適性を有する優秀な人材を確保するとともに、若手警察職員の能力向上を図り、現場執行力の強化を図る必要がある。

加えて、「県民の安全・安心の確保」という県民から負託された責務を全うするため、不適正事案を防止して適正業務を推進することはもとより、警察安全相談や苦情への適切な対応、きめ細かな被害者支援活動など、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

総 合 評 価

1 施策の目標

- 治安情勢に的確に対応した警察力を充実強化する。
- 県民の立場に立った警察活動を一層推進する。

2 成果

(1) 警察力の充実強化

人身安全関連事案対策等を強化するため、平成27年度は全国で地方警察官が1,020人増員され、このうち当県は9人増員されたことから、生活安全企画課ストーカー・DV・子供女性安全対策室に3人、捜査第一課に2人、警察署に4人増員配置した。

また、金沢北部地区の地域警察活動を強化するため、金沢東警察署森本交番と不動寺駐在所を統合し、金沢北部交番（所長以下7人体制）を新設した。

(2) 県民の立場に立った警察活動の推進

増加傾向にある警察安全相談に的確に対応するため、警察安全相談専門員等を対象とした研修会を開催したほか、関係機関と連携を強化するため、県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催した。

また、自治体、民間団体等関係機関と連携したきめ細かな被害者支援活動を推進した。

3 今後の課題

厳しい治安情勢に加え、県民の要望が多様化している中、現下の治安情勢に的確に対処するためには、組織体制や装備等の警察力の充実強化はもとより、業務の合理化・効率化、高い規律と士気を保持するための職場環境づくり等、第一線の警察職員がその能力を最大限に発揮できる施策を推進する必要がある。

また、警察安全相談や苦情に適切に対応するとともに、犯罪被害者等へのより細やかな被害者支援活動を推進するなど、県民の立場に立った警察活動を一層推進する必要がある。

重点推進事項の検証

1 警察力の充実強化

(1) 推進状況

ア 警察機能の最大限の発揮に向けた組織運営の推進

「県民の期待と信頼に応える力強い警察」を確立するため、業務の合理化・効率化を推進するなど、第一線の警察官がその執行力を最大限に発揮できるよう努めた。

イ 警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材の確保

体験・体感型の就職説明会、警察学校オープンキャンパス等を実施したほか、若手警察官55人を採用リクルーター^(注1)に指定し、採用募集活動を推進した。

また、SNS^(注2)を利用した情報発信、北陸新幹線沿線主要大学への訪問活動、北陸三県警察による合同説明会の開催等の新たな取組を実施し、警察業務のやりがいや魅力について広く広報した。

(注1)採用リクルーターとは、出身大学、高校等の恩師、就職担当者への働きかけや、後輩への受験勧奨、就職説明会への参加を通じて採用募集活動を行う者をいう。

(注2)SNSは、「Social Networking Service」の略

【採用試験受験状況の推移】

区分	年別	平18		平19		平20		平21		平22		平23		平24		平25		平26		平27	
		受験者	特別募集																		
警察官A	受験者	371	140	397	403	114	474	556	476	134	387	337	276	311	51						
	合格者	61	17	76	82	14	60	73	75	16	65	77	80	76	6						
	合格倍率	6.1	8.2	5.2	4.9	8.1	7.9	7.6	6.3	8.4	6.0	4.4	3.5	4.1	8.5						
警察官B	受験者	200	-	226	237	-	235	226	198	-	179	212	174	173	62						
	合格者	31	-	25	27	-	22	23	27	-	27	43	34	46	8						
	合格倍率	6.5	-	9	8.8	-	10.7	9.8	7.3	-	6.6	4.9	5.1	3.8	7.8						
合計	受験者	571	140	623	640	114	709	782	674	134	566	549	450	484	113						
	合格者	92	17	101	109	14	82	96	102	16	92	120	114	122	14						
	合格倍率	6.2	8.2	6.2	5.9	8.1	8.6	8.1	6.6	8.4	6.2	4.6	3.9	4.0	8.1						
採用者数		86	15	85	91	13	73	83	81	16	78	105	105	99	13						

ウ 若手警察官の早期戦力化

若手地域警察官育成プログラムを一部見直し、採用時教養から一貫した教育としたほか、実戦的総合訓練や技能指導官等による伝承教養を計画的に推進し、現場執行力の強化を図った。また、若手警察官の教養担当者を対象に、専門家によるコーチング研修会等を開催し、指導力の向上を図った。

エ 幹部の指揮能力の向上

各署当直主任による当直指揮訓練、昇任予定者の捜査実務研修、幹部職員の企業派遣研修、有識者による文化講座等を実施し、幹部としての資質の向上や指揮能力の向上を図った。

オ 女性の視点を一層反映させた警察活動の推進

女性職員の能力・実績に応じた人材登用を図るため、他県警察への出向や、配置のなかった業務に登用したほか、「女性が職場を考える検討委員会」において、全女性職員と意見交換を行い、働きやすい職場環境づくりの一層の推進を図った。

また、女性が働き続ける上で生じる様々な悩みを相談できる窓口の設置や、男性職員の育児参加に関する資料を作成するなど、仕事と家庭の両立支援を目的とした施策を推進した。

さらに、定期招集や職場教養等を活用して、組織における女性の重要性や多様な働き方が受け入れられる組織文化の形成等について教養し、全職員の意識改革の徹底を図った。

カ 退職警察職員の積極的活用の推進

大量退職・採用期における警察力の維持・強化を図るため、平成20年度から再任用制度を導入し、平成27年度は警察官45人、一般職員10人の計55人を再任用した。

キ 警察施設の計画的整備

県民に最も身近な警察活動拠点である警察署、交番等の警察施設の計画的な整備充実を図った。

- 羽咋警察署庁舎建設（平成27年8月新庁舎完成）
- 警察学校グラウンド整備（平成27年6月完成）

ク 車両・装備資機材の着実な整備充実

現場執行力の強化を図るため、車両・装備資機材を整備した。

- 受傷事故防止用資機材の整備
耐刃防護衣、交通事故現場臨場服等の整備
- N B Cテロ対策用資機材の整備
特殊型防護マスク等の整備
- 土砂災害対策用資機材の整備
折りたたみ式リヤカー、根切りチェーンソー等の整備
- 車両の更新整備
小型警ら車、捜査用車等の更新

ケ 情勢の変化に的確に対応する情報管理の推進

(ア) 堅牢な情報セキュリティの実現に向けた取組の強化

「情報セキュリティ対策システム」を導入し、堅牢かつ効率的なシステム環境を構築したほか、情勢の変化に即したセキュリティ情報の提供、指導教養及び監査を実施し、警察情報の適切な管理運用と職員の情報セキュリティ意識向上に努めた。

(イ) 第一線警察の業務の効率化のための警察情報ネットワークの拡充

全交番に警察情報ネットワークを接続し、第一線警察業務の更なる合理化・効率化を図った。

コ 適正な留置管理業務の推進

留置施設の運営について見直しを行い、これにより業務負担の高い留置施設に留置業務担当者を増員配置し、県下の留置施設の業務負担の平準化を図った。

また、各留置施設に対して、部外の第三者機関である留置施設視察委員会による視察や警察本部による実地監査を計画的に実施し、改善すべき事項の把握に努め、護送階段の手摺りの設置等の留置施設改修を行ったほか、留置業務担当者に対して被留置者への適正な処遇について指導教養した。

(2) 今後の課題

ア 現下の厳しい治安情勢や社会情勢の変化に的確に対処するため、引き続き業務の合理化・効率化を推進するとともに、現場執行力の強化及び警察力の質的強化を図る必要がある。

イ 警察官募集活動を一層推進し、受験者の拡大を図り、警察官としての適性と意欲を有する優秀な人材を確保する必要がある。

ウ 技能指導官等による伝承教養や実戦的総合訓練を推進するとともに、各部門における若手警察官の育成プログラムを効果的に運用し、現場執行力の強化を図る必要

がある。

- エ 社会情勢の変化等を踏まえ、引き続き職員の情報セキュリティ意識向上を図るとともに、関係各課と連携し、より良い情報管理システムの構築・改修等に努め、第一線警察活動の強化を推進する。

2 高い規律と士気を有する職場環境の確立

(1) 推進状況

ア 使命感と誇りを育む職務倫理教養の推進

全職員が「職務倫理の基本」を自らの行動原理として実践できるよう、教養資料「初心不可忘」を活用した教養や原点回帰教養を継続実施し、高い倫理観の醸成を図った。

イ 力強い警察を実現するための術科の裾野拡大

気力・体力・胆力を兼ね備えた精強な警察官を育成するため、年間訓練目標回数や昇段目標を設定するなど、術科訓練を組織的・計画的に推進し、術科の裾野拡大に向けた取組を推進した。

ウ 警察の真の姿を県民に伝える積極的広報の推進

日夜地域に密着して活動する警察官の姿や、幅広い分野の最前線で活躍している女性警察官にスポットを当てた広報素材を提供するなど、各種警察活動に対する県民の理解と協力が得られるよう積極的な広報を推進したことにより、テレビで特集番組が放映されたほか、新聞に特集記事が掲載されるなど、警察の真の姿が報道された。

また、県警ウェブサイトの充実を図ったことにより、平成27年末までのアクセス数は223万9,815件で、前年に比べ15万1,154件（7.2%）増加した。

エ 心の健康づくりを始めとする組織的な健康管理対策の推進

医師による「心の健康相談室」の運用、若手職員・女性職員等年代・性別にあった「こころとからだの健康づくりセミナー」の開催、昇任者の「こころの健康診断」、幹部職員・メンタルヘルス担当者に対するメンタルヘルス教養、所属別メンタルヘルス研修会の開催、大規模災害や事件等に従事する職員に対する惨事ストレス研修会の開催、長期療養者に対する職場復帰支援等、心の健康管理対策を推進した。

さらに、過重労働による健康障害防止対策として、きめ細かな保健指導を実施した。

(2) 今後の課題

- ア 今後も教養資料を活用した職務倫理教養を推進するとともに、職員の心に響く工夫を凝らした教養を推進する必要がある。

- イ 組織的・計画的に術科訓練を推進し、術科の裾野拡大を図るとともに、訓練においては、礼節を尊び、人格を磨き、県民に信頼される警察官を育成する必要がある。

- ウ 関係各課と連携した県民に安心を与えるための的確な情報発信と積極的な広報を推進するとともに、県警ウェブサイトの更なる充実を図る必要がある。

- エ 士気の高い力強い警察組織を構築するため、職員個々の実態に応じた、きめ細かな健康管理対策を推進し、快適な職場づくりを推進する。

3 県民の立場に立った警察活動の推進

(1) 推進状況

ア 相談者の立場に立った適切な警察安全相談等の推進

(7) 県民から寄せられる相談に対する適切な対応

平成27年中、警察安全相談を28,230件（前年比+2,661件、+10.4%）受理した。警察本部と警察署の警察安全相談室員を対象とした研修会を開催（3月、4月）したほか

- 「警察安全相談の日」の広報キャンペーンを実施（9月）
- 県民相談相互支援ネットワーク連絡会を開催（9月）

した。

(イ) 情報公開の推進と情報公開制度の適正な運用

警察の施策を示す訓令、通達等421件を県警ウェブサイト上に公表した。

平成27年度12月末現在、情報公開請求を26件（前年比-7件、-21.2%）受理した。

警察署の窓口担当職員を対象とした研修会を開催（3月）した。

【警察安全相談等受理件数の推移】

区分	年別										増減	
	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	件数	率(%)
警察安全相談件数	15,876	16,081	17,140	16,612	17,231	17,677	18,615	21,375	25,569	28,230	+2,661	+10.4
苦情件数	40(1)	24(6)	13(1)	26(5)	25(9)	20(4)	60(13)	74(8)	29(5)	34(8)	+5	+17.2
情報公開件数	89	54	32(1)	24	56(1)	16	16	8	33(6)	26(5)	-7	-21.2

注：（ ）は公安委員会宛ての件数で内数。情報公開件数は年度別

イ 迅速・適正な苦情処理業務の推進

寄せられた苦情について厳正かつ客観的な調査を実施し、これを基に点検・検証を徹底して、説明と受容責任を果たすほか、業務の改善や非違事案の防止に資するなど、苦情を組織に反映させることが重要となることから、迅速かつ適正な苦情処理業務を推進し、職務執行における責任の明確化及び苦情を活用した組織的な業務改善を図っている。

ウ より地域の実情に即した警察署協議会の開催

地域住民の視点に立った警察活動を推進するため、地域の実態に即した議題を取り上げたほか、高齢者を対象とした特殊詐欺対策等のテーマを絞った討議を行うなど、警察署の活動に理解と協力が得られるよう、創意工夫を凝らした警察署協議会を開催した。

エ きめ細かな被害者支援活動の推進

被害者支援を260件（前年比-27件、-9.4%）実施した。

関係機関との連携を図るため、石川被害者等支援連絡協議会（7月）、相談窓口分科会（9月）、少年分科会（9月）、交通分科会（11月）、性被害者分科会（12月）を開催した。

また、命の大切さを学ぶ教室の開催等、犯罪被害者等早期支援団体「石川被害者サポートセンター」と連携した広報啓発活動を実施した。

【被害者支援状況の推移】

区分	年別	平18	平19	平20	平21	平22	平23	平24	平25	平26	平27	増減	
												件数	率(%)
被害者支援件数		166	209	168	218	325	249	249	298	287	260	-27	-9.4

注：件数は、被害者支援を実施した事件・事故の件数

オ 効果的・効率的な被疑者取調べ監督の推進

被疑者取調べ適正化のための監督に関する規則の適正な運用に努めるとともに、効率的・効果的な被疑者取調べ監督を推進し、不適正な取調べの未然防止を図った。

カ 非違事案の未然（再発）防止対策の推進

年2回の業務監察を行い、非違事案防止の指導を行ったほか、失敗を非違事案にしないためのリカバリー対応力を高める取組を主管課と連携して、警察本部、執行隊及び各警察署に対する職務倫理、リカバリー対応巡回教養を実施した。

また、懲戒処分及び監督上の措置の発生に際して、監察課、当該所属及び業務主管課による検討会（非違事案対策高度化に向けた検討会）を開催し、原因・背景を分析して、業務改善の必要性が認められるものについて、各所属に対して指示・指導を行い、再発防止に努めた。

(2) 今後の課題

ア 増加し続ける警察安全相談において、特に人身安全関連事案の見極めを迅速に行い、的確な組織的対応を図る必要がある。

イ 警察署の担当者を対象とした研修会の開催、適切な苦情処理要領等の教養を行うとともに、苦情対象所属に対する適時適切な助言指導に努める。

ウ 地域住民の視点に立った警察活動を推進するため、警察署協議会から積極的に意見、要望等が提言されるよう、地域の実情に即した効果的な運営と活性化を図る必要がある。

エ 犯罪被害者等のニーズに対応したきめ細かな被害者支援活動が行われるよう、犯罪被害者等早期援助団体を始めとする関係機関等との連携・協力を一層推進する必要がある。

オ 不適正な被疑者取調べの未然防止を図るため、引き続き適正な被疑者取調べ監督や職員に対する指導教養を徹底する必要がある。

カ 非違事案につながりやすい業務の仕組みを改善し、職員が働きやすい職場環境を構築するために、指導型監察、応問による問題点を把握する監察等を推進するとともに、通常の身上指導では把握できない悩みを抱える職員の組織的把握及び支援を推進する。